

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 17 年 3 月 17 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、大島・吹田・斎藤(博)・中畑・ 高橋 各委員 (若見委員欠席)		
説明員	市民部長、福祉部長、保健所長、環境部長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大畠委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市次世代育成支援行動計画・おたる子育てプランについて」

(福祉) 子育て支援課長

小樽市次世代育成支援行動計画・おたる子育てプランについて報告いたします。

本計画は、平成15年7月に公布されました次世代育成支援対策推進法に基づき、平成15年11月、庁内に市長を会長とする小樽市次世代育成支援行動計画策定会議を、その下に関係課長で構成するワーキンググループを設置し、策定作業を進めてまいりました。また、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査の実施や小樽市次世代育成支援行動計画市民会議での議論を行ってきたところであり、会議は市民協議会を5回、策定会議6回、ワーキング会議を9回開催いたしました。

行動計画の概要につきまして説明いたします。

構成は全体を4部とし、資料編として市民協議会ニーズ調査の集計結果と合わせ、児童の権利に関する条約を掲載いたしました。

第1部は、行動計画の概要とし、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間を記載しております。小樽市がこれまで子育て支援対策の指針としてきました小樽市児童育成計画エンゼルプランと本計画の関係につきましては、エンゼルプランの点検、総括を踏まえ、本計画はエンゼルプランを発展的に引き継ぐものと位置づけられており、エンゼルプランは当初の計画期間を変更し、平成16年度を最終年度といたしました。平成17年度以降は国、道などと歩調を合わせ、本計画を子育て支援の指針といたします。また、計画期間は平成26年までの10年間とし、前期計画は平成17年度から平成21年度まで、後期計画は平成22年度から平成26年度までといたします。なお、後期計画は前期計画を検証の上、策定いたします。

第2部は、計画策定の背景であります。3ページの1、少子化の現状では、(1)に人口の推移を、(2)出生の状況と(3)未婚率の推移は国、道と比較した小樽市の現状を、(4)ではコーホート変化率法による平成21年までの将来人口の見通しを記載いたしました。8ページ、2、少子化の要因と影響では、要因として全国、全道と比較した小樽市の特徴的な項目を、影響では社会的影響と経済的影響を記載いたしました。また、3として国、道、企業の取組経過を掲載しております。

第3部、基本的計画は11ページから19ページまでであります。ここでは経過期間10年間の子育て支援対策の基本的な方向を記載いたしました。

12ページの体系図をごらんいただきたいと思います。

基本理念は子どもの権利の尊重、子育て支援体制の充実、子育て環境の整備の3項目とし、基本方針として7項目を挙げております。この7項目は、平成15年8月に示された国の行動計画策定指針・市町村行動計画の内容に記載する事項に即して構成したものであります。また、基本計画の下に21項目の基本施策を掲げ、次世代育成支援に係る総合的な基本計画と位置づけました。

第4部は、21ページから45ページに記載しております前期実施計画であります。実施計画は第3部の基本指針、基本施策に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間に取り組む具体的な施策を記載いたしました。事業項目といたしましては123項目であります。前期5年間の中で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。な

お、事業項目中平成17年度において新規あるいは拡大に取り組む主な事業といたしましては、放課後児童クラブでの障害児受入施設の拡大、開所時間の延長、学校振替休日での休日日の受入れ、集いの広場事業の新規の開始、銭函保育所の定員拡大及び増築、子育てガイドブックの更新、地域子ども教室の実施校の拡大、尾道市との小学生の交流事業、小中学生への防犯ブザーの貸与等であります。

委員長

続いて高齢・福祉医療課長ですが、4項目にわたって一括報告してください。

「小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会について」

「デイサービスセンターの移管について」

「特別養護老人ホームについて」

「ふれあいパスについて」

(福祉) 高齢・福祉医療課長

初めに、小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会について報告申し上げます。

現行の小樽市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画は、平成19年度を目標にして、平成15年度からスタートしておりますが、3年ごとに見直しをすることとなっておりますので、現計画を平成17年度中に見直しをすることとなります。介護保険制度の改革として、平成18年度から介護予防重視システムへの転換や地域密着型サービスなど、新たなサービス体系の確立が予定されております。それらの制度改正を踏まえて、平成18年度から平成20年度までの新たな計画を策定するため、今年の2月21日に市民公募や関係団体等を構成員とした小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会を立ち上げたところであり、平成17年度中に策定を終える予定であります。

続きまして、デイサービスセンターの移管について報告申し上げます。

市が実施しているデイサービスセンターは2か所あり、新光デイサービスセンターにつきましては、平成2年3月1日に開設しており、規模は建物の延べ床面積が405平方メートル、定員が25人の施設であり、管理委託先の社会福祉法人小樽北勉会が運営しております。また、銭函デイサービスセンターは平成8年3月28日に開設し、規模は建物の延べ床面積が499.35平方メートル、定員が29人の施設であり、管理委託先の社会福祉法人小樽市社会福祉協議会が運営しております。いずれのデイサービスセンターも平成12年度から介護報酬等を得て運営しておりますが、今後もよりいっそう柔軟な運営と利用者のサービス向上を図り、さらに新たな介護予防サービスの導入など、利用者のニーズに合った法人の自由な発想による改修等も必要と予想されることから、介護保険制度施行に当たって、平成12年に出された社会福祉施設等の財産処分の承認手続の簡素化についての厚生労働省関係局長通知に基づき、それぞれの法人にデイサービスセンターを無償譲渡する方向で検討し、今後両法人と具体的な協議を進め、まとまり次第、早い時期に提案をしたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームについて報告申し上げます。

現在、平成17年度特別養護老人ホーム施設整備事業として、社会福祉法人小樽北勉会が96床を新設する方向で北海道と協議を進めておりますが、従来の国庫補助制度でありました社会福祉施設等施設整備費が平成17年度から地域介護・福祉空間整備等交付金に変更となり、30人以上の特別養護老人ホームの施設整備については、施設整備に係る補助対象床ベッド数や補助単価が大幅に変更となる都道府県交付金となりますので、今後の補助単価や対象ベッド数など補助基準が固まった段階で整備内容について影響を受けることが予想されますので、変更となる場合には改めて報告をしたいと考えております。

次に、ふれあいパスの回数券方式導入について報告申し上げます。

ふれあいパスについては、バス事業者からの利用実態に見合った支払方法の要請を受けて、実績払いをとるために1乗車につき現金100円を改めて4月1日より利用者が事前にふれあいバス専用のふれあい回数券10枚つづり1冊1,000円で購入し、バス降車時にふれあいパスを提示して、1乗車につきふれあい回数券1枚で支払う方式に変更

することといたしました。利用者が円滑に新しい方式に移行できるよう、広報おたるや町内回覧板などで市民周知を図っているところではありますが、3月中の一斉交付時やバス車内への掲示など、利用者へじゅうぶんな周知を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「特別養護老人ホームの旧措置入居者に対する経過措置について」

(福祉)介護保険課長

特別養護老人ホームの旧措置入居者に対する経過措置について報告いたします。

特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置につきましては、昨年12月15日開催の厚生常任委員会におきまして一度報告いたしておりますが、その後自己負担額の軽減措置に関する内容に変更がありますので、再度報告申し上げます。

平成12年4月に介護保険制度が施行された際、施行以前から特別養護老人ホームに入所していた、いわゆる旧措置入所者の方については、利用者負担額が大きく上昇することや負担能力等を考慮して、給付率の引上げによる利用者負担の減免と食事の特定標準負担額の減額による自己負担額の軽減が、平成17年3月までの5年間経過措置として講じられてきておりますが、前回の厚生常任委員会において、依然としてこの経過措置中の旧措置入所者が全国的に多いことなどを考慮し、この旧措置入所者に対する平成17年3月までの経過措置を平成17年9月まで延長する予定であると同っている旨、報告したところでありますが、今回の介護保険法施行法の一部を改正する法律案におきましては、現行の負担軽減措置の実施期間を、平成17年4月からさらに5年間延長する予定となっております。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

平成16年12月22日開会の厚生常任委員会以降の北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

初めに、2月10日に開催されました平成17年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会について報告いたします。

議案は平成17年度一般会計予算案、平成16年度一般会計補正予算案及び吏員懲戒審査委員会委員の選任同意議案の3件であり、いずれも可決、同意されております。

初めに、平成17年度一般会計予算についてであります。平成17年度の主な事業といたしましては、建屋工事の基礎や鉄骨工事など、工事全般にわたり主要な構造部分の施工とプラントの工場製作を行い、年度末までには平成16年度施工分とあわせ、施設整備事業費全体の約58パーセントを施工する予定としております。

それでは、お手元の資料によりまして、一般会計予算額概要について説明いたします。

さきに歳出でございますけれども、議会費は定例会の議員報酬などを含め56万5,000円、総務費は事務局職員の給与や事務管理経費などの総務管理費6,626万7,000円と選挙費、監査委員会費を含め6,661万5,000円となっております。次に、衛生費の施設建設事業費のうち、ごみ焼却施設建設費につきましては、建設工事費や工事管理等の委託料など11億8,258万円となっております。リサイクルプラザの建設費は建設工事費と工事管理委託料で3億8,207万2,000円であり、衛生費といたしましては15億6,465万2,000円でございます。公債費は16年度借入起債の利子と一時借入金利子で3,578万2,000円でございます。歳出合計といたしましては、予備費を含め16億6,861万4,000円となっております。

次に、歳入でございますが、分担金及び負担金は3億9,132万3,000円で内訳は後ほど説明させていただきます。国庫支出金は補助対象となる事業費の4分の1が国庫補助金として交付されることとなり、焼却施設は7,228万4,000円、リサイクルプラザは9,296万2,000円の計1億6,524万6,000円となっております。地方債は、起債の充当率

が補助対象となる事業については90パーセント、単独事業となる部分は75パーセントとなることから、焼却施設は8億5,200万円、リサイクルプラザは2億6,000万円で、地方債合計11億1,200万円となっております。このほか、繰越金、諸収入を含めて、歳入合計は16億6,861万4,000円であります。

次に、資料2枚目の平成17年度関係市町村負担金算出調書であります。この調書ではただいま説明いたしました歳入歳出の予算額を管理費と施設建設事業費及び公債費の2区分にして記載しております。管理費につきましては、均等割と人口割の比率であり、施設建設事業費及び公債費につきましては、計画処理量割により算出されており、小樽市の負担金は3億2,099万6,000円であり、6市町村の負担金合計は3億9,132万3,000円となっております。

次に、資料3枚目の平成16年度補正予算の概要であります。昨年のごみ処理施設建設事業の入札執行に伴う工事費の減額並びに実施設計による補助対象事業費及び年度実施事業量の確定に伴う継続費の総額の減額とその年割額を変更するとともに、平成16年度分のごみ焼却施設建設事業費の減額、リサイクルプラザ建設事業費の増額及びごみ処理施設用地取得費の減額の補正を行い、この結果補正額は2,326万1,000円の追加となりましたが、6市町村の負担金では7,638万2,000円の減額で、小樽市におきましては6,093万5,000円の減額となりました。また、ただいま説明いたしました予算案のほか、任期満了に伴う吏員懲戒審査委員会委員の選任同意議案が提案され、同意されております。

次に、広域連合事務局長の報告事項についてであります。工事進ちょく状況、ごみ処理施設建設工事設計図書、灰溶融炉関係の3点が報告されております。

初めに、土木建設工事の進ちょく状況につきましては、10月25日から工事に着手し、敷地造成工事については、平地部分を拡張するための盛り土の工事が7万立方メートル必要となり、今年度分として全体の15パーセントに相当する1万立方メートルを施工するとともに、のり面を保護する高さ2メートル、全長200メートルの擁壁工事のうち、今年度分として全体の40パーセントに相当する80メートルを施工し、また、くい工事についてはリサイクルプラザ部分のくいを224本埋設したところです。

次に、機械設備につきましては、現在、実施設計図書を年度内に作成する予定であります。この中で給じん装置、燃焼装置、ごみクレーン、その他プラ容器の圧縮・こん包機の4機種については、工場製作に入っていることが報告されております。

次に、ごみ処理施設建設工事設計図書の概要について、建築関係の3点について説明しており、1点目としては煙突についてであります。発注仕様書では建屋とは別に独立した鉄筋コンクリートづくりで高さ59メートルとしておりましたが、煙突と建屋を一体型とすることで、煙突タブを利用できること、排ガスが通る煙道が短くなり、メンテナンス性がすぐれていること、また、メーカーは異なりますが、道内施設で同様に建設されている例があること、鉄骨構造とすることとしたこと。2点目は外壁材の変更についてであります。発注仕様書では従来の一般的な仕様でありましたが、耐久性とメンテナンス性にすぐれ、また、最近の施設に多く使用されることから、金属サンドイッチパネル方式に変更することとしたこと。3点目は面積比較について、平成15年12月に提示された見積設計図書と平成16年10月の計画通知時との比較で、溶融炉のメンテナンス性向上の観点から余裕を持たせた対応にしたことなどにより、建築面積が増加しており、高さ、壁面の長さについても増えていること。なお、延べ床面積につきましては、作業員控室や中央制御室などの管理諸室を集約したこと、コンクリート床からグレーティングに変更した部分が多いことから、減少したことが報告されております。

次に、灰溶融炉関係であります。2月10日に日立造船から広域連合議員に対し、静岡市の復旧工事、試運転時の溶融温度、試運転終了後の炉内点検結果の報告及び北しりべしへの対応についての考え方が報告されました。広域連合事務局は日本環境衛生センター、全国都市清掃会議と協議した結果、事故原因となった問題点は改善されたと考えるが、耐火材等の施工にじゅうぶんな管理が必要であることと運転管理面での充実が必要との指摘を受けており、これらの協議結果を踏まえ、実施設計協議に入ることとし、溶融炉部分の施工管理にじゅうぶん配慮するこ

とと運転管理マニュアルの充実について検討を進めると聞いております。

委員長

「市立小樽病院院長の辞任について」

(樽病) 事務局長

市立小樽病院院長の辞任について報告申し上げます。

市立小樽病院の森岡院長が、この 3 月 31 日をもって院長職を辞任することとなりました。4 月 1 日からの新院長につきましては、早急にまたあらゆる手だてを講じて見つけていかなければならないと考えております。平成 17 年度はもとより、今後とも厳しい経営環境が続くと考えられますので、一日も早く新しい体制を整え、職員一丸となって管理体制に取り組んでまいらなければならないと考えております。

委員長

それでは、今定例会に付託された案件について関係理事者より順次、説明願います。

「小樽市結核の審査に関する協議会条例案について」

(保健所) 健康増進課長

小樽市結核の審査に関する協議会条例案について説明申し上げます。

結核予防法では、健康診断の結果、結核を伝染させると認められる患者に対し、一定の業務に従事することの禁止や結核療養所への入所命令及び医療を受けるために必要な費用の申請に対する審査を行う機関といたしまして、結核審査協議会があります。このたび結核予防法の一部改正がなされ、その中で結核審査協議会の委員の構成要件等について見直しがあり、平成 17 年 4 月 1 日施行となりました。その内容でございますが、委員の定数が条例事項になったことや委員の 2 分の 1 以上が医師であること、また委員に医療以外の学識経験者を任命することにより、患者の人権にじゅうぶんな配慮をするというものでございます。このため、現行の小樽市結核審査協議会条例を全部改正するための議案です。

「小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案について」

(保健所) 保健総務課長

小樽市薬事法施行条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

薬事法施行規則の一部改正に伴い、特例販売業の許可申請に係る条項が第 32 条から第 150 条に移動し、平成 17 年 4 月 1 日付けで施行されます。このため小樽市薬事法施行条例における特例販売業の許可に係る条項を改めるため、一部改正条例案を提出するものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブの順といたします。

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。共産党の質疑に入ります。

北野委員

ふれあいバス回数券について

最初に、ふれあいバスについて報告があったわけですが、4 月 1 日の調印予定に至る経過と中央バスの実績払いの内容について説明をしてください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今までの回数券に至る経過でございますけれども、昨年来、中央バスといろいろ協議してきたわけでございますけれども、昨年の11月に中央バスの方から民間事業者が負担できるのは2割が限度であるというようなことがございました。それから利用実態、これは中央バスが4月から毎月実態調査というのをやっておりますけれども、その10月までの利用実態から推計した部分でございますけれども、約340万回の実態がある。そういった中で6億8,000万円の利用実態があって、それに対して市としては1億5,000万円負担してございますので、市が例えば3割負担ということで計算すると、約5,000万円の不足があるということで、そういったかい離があると。そのようなかい離を是正するために回数券方式とか、あるいはプリペイドカード方式を導入してもらえないかということで要請がありました。

市の方では、平成17年度中に年々交付対象者というのは増えていきますから、実増でいうとだいたい11,000人ぐらい増えますので、そういった増加する対象者の増額等も含めて対応するので、平成17年度についても現行の制度を継続できないかということで要請してございました。

それに対しまして、12月になりましてから、中央バスの方から最終回答的な部分で平成17年度は平成16年度のそういった推計から5,000万円のかい離があるので、その分をまず増額してくれ。それから、平成18年度については実績払いを導入してもらいたい。ただ、17年度中に例えば5,000万円等の増額ができないといった場合については、平成17年度から実績払いを導入してもらいたいというようなことがございました。

これを受けまして、市の方ではまず中央バスが実施している実態調査というのは、これはあくまでも推計の域を出ていないということが一つ。それから、平成17年度増額したとしても、平成18年度から実績払いを導入しなければならないということがございます。それから、利用者の1乗車につき100円という負担額は基本的には変えないというようなこと。それから、何らかの形で利用実態を把握する必要があるといったような観点、そういったもろもろの理由を総合的に勘案しまして、最終的には利用者が5割、それから市が3割、事業者が2割という負担割合を明確にした回数券方式を導入したいということで、今日に至ったところでございます。

それから、実績払いの内容でございますけれども、まず利用者がふれあい回数券10枚つづり、1冊1,000円で事前に購入するということになりますので、中央バスの方ではバス車内あるいは営業所で売った販売枚数に応じて先ほど言いました負担割合に応じて市の方に請求をして、市が支払うというような方式で考えてございます。

北野委員

販売実績に基づいて中央バスに翌月支払うということでございますけれども、今、詳しい説明がなかったのですが、ふれあいパスのふれあい回数券というのは、1年ごとに更新されるわけですね。2か月の余裕ということはあるから、前年の分は翌年の6月1日以降は使えないということになるわけです。ですから、販売実績というのであれば、回数券の売上げということで支払うということですが、そうすると買ったはいいけれども病気で入院するとか、あるいは紛失するとか、利用者にとってはさまざまリスクがあるわけです。そういうことになると、小樽市の側は、利用者は5割負担は明白なのですが、利用者の側でそういうふうに使わない人が出たり、小樽市は販売の枚数に対する3割支払ということになる。使っていない回数券の分まで小樽市が中央バスに払うということになる。正しい意味では実績払いというふうにはならないのです。過払いになるわけです。ですから、これを仮に中央バスの言うとおり、乗った人の分をきちんと3割負担を明確にして小樽市が払うというのであれば、方法は幾つかあると思うのです。そういうことについては、この間の中央バスとの交渉で小樽市の側から検討して提案はされなかったのかということについて説明してください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今の件につきましては、まず例えば病気もそうですけれども、転出したり、不運にして亡くなったりという場合もございますので、そういった場合どうするのかということもございまして、これらの特殊事情、やむを得ない

事情というのですか、そういった場合については基本的には中央バスの事業所で払戻しをしていただくという形で考えてございます。

それから、年度中に使いきれなかった部分、一応原則としては年度中に使っていただく。最悪使いきれなかった分については、今、委員がおっしゃったように一応 2 か月の猶予を設けていますので、その中で使っていただくということで考えてございますけれども、基本的には回数券がなお未使用とか、そういう部分が出てくることも想定されますので、そういったことにつきましても、今後もバス事業者の方と協議をしていきたいとは考えてございません。

北野委員

一つの提案ですけれども、実際に買ったものを使うと、その分を払うというのは当然ということになれば、年度ごと、例えば平成17年度は何色で印刷しているかわからないけれども、1年ごとに回数券の色をかえたりなんなりして変更するのではなくて、現行の一般の方の回数券と同じようにずっと使えるようにすればいいのです。そうすれば、年度を超えて5月まで使いきれないという方であっても、あるいは入院して使い残したものを1年後に使うということもいくらでもできるわけですから、なぜそういう方式がとれないのか。これは理にかなうということ、道理にかなったやり方ということであれば、中央バスに回数券は長期間にわたって使える方式にしてくれということにさせていただかないと、使わない分まで払うなんていう余計な議会との関係あるいは利用者との関係でトラブルが起きるし、批判が出るわけですから、これはぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

福祉部長

このふれあいバスの関係でございますけれども、中央バスとは毎年新年度に向けて協議をするという形になってございまして、そういう中で今回も一定の方法を確認し合ってきているわけでございます。今、おっしゃるように、当然、購入された券が無駄になるような形は私どもも避けなければなりませんし、そういう意味で、その部分については無駄にならないようにしましよと、こういう確認はとっています。ただ、その具体的な方法については、双方これから状況を見て協議するという形になってございまして、いずれにしても無駄にならないような方策はとる考えであります。

北野委員

4月1日までまだ時間があるわけですから、ぜひ議会のそういう意見も聞いて、合理的な方法で対応していただきたいと思います。仮に、そういうふうにしたとしても、紛失すればその分は利用者の方の損ということになるわけですから、そこのところはきちんと対応していただきたいと思います。

桃内焼却炉変更について

次に、環境部にお尋ねします。

先ほど管理課長から詳しい説明があったわけですが、桃内の焼却炉に関して伺います。

ごみ処理建設工事に当たっては、発注仕様書というのを北しりべし廃棄物処理広域連合の側に出しているわけですが、この発注仕様書と設計図書で変更がなされている箇所があります。主な点を説明していただきたいし、特に見積設計図書検討結果報告書というのをお金をかけて日本環境衛生センターからいただいて、それを基本にして設計図書がつくられているわけですから、この日本環境衛生センターがメーカー側から、具体的には日立造船からこういうふうにして変更してほしいという提案をだめです、仕様書どおり計画してくださいといった項目があるわけです。それにもかかわらず、変更している箇所が、先ほどの報告の中にそれらしきことを弁明みたく幾つか述べていますが、改めて今の指摘に沿ってその理由を説明していただきたい。

(環境)五十嵐主幹

設計図書と最終仕様書との変更になった部分ということでございますけれども、先ほども3点ほど報告のあった中なのでございますけれども、まず設計図書のその他資料の中でごみ焼却施設、リサイクルプラザ、建築関係、建物の面積

等で変更がございまして、ごみ焼却施設につきましては、純水装置だとかも含めて主なものでは 6 点ほど、リサイクルプラザにつきましては袋の搬送コンベア等を含めて 5 点ほど、それから建築関係では先ほど申しました煙突、それから外部仕上げの外壁の変更ということでございます。

それで、特に最終発注仕様書と、要するに設計図書、今、実施設計に向けて協議している中で、変更があった部分で最初不可としていた部分、それは先ほど言いました煙突でございます。当初煙突は、

北野委員

報告の中で説明した部分は省いていいです。

(環境)五十嵐主幹

それで、なぜ不可としたものが変更になったのかということなのでございますが、最初不可にしたというのは、最終仕様書をつくる段階での協議の中で、鉄骨でそういう提案があった。けれども、それにかかわる実績とか、じゅうぶんな協議する上での資料がなかったということで、従来から実績のあるコンクリートづくりを仕様書の中でうたった。それが基本的に性能発注でございますので、実施設計をする上での協議の中で、改めて日立造船の方が鉄骨のづくりということで提案があって、その実績とか、効果とかいろいろな全国都市清掃会議、日本環境衛生センター、北しりべし廃棄物処理広域連合、日立造船の協議の中で、変更理由として家屋との調和がとれ、建物全体に軽装感を持たすことができデザイン的にスマートになるとか、排ガス処理エリアから距離、煙道の長さが短く、点検等のメンテナンス性が向上する、外部からの出入りがなく保安上の管理が有利である、建物から張り出した煙突が建物内に取り込まれることで、煙突用地を他に有効活用ができると、敷地内の車両の動線がスムーズになるとか、煙突下部の機器配置スペースとして活用できるとか、そのようなメリット。それから鉄骨づくりにおいても構造上、力学的には問題ないという中で、外筒、煙突の外側なのですけれども、鉄骨づくりとして問題ないということで採用したというふうに聞いております。

北野委員

そうすると、日本環境衛生センターとの関係でたいへん疑問が出てくるのです。後から見積設計図書検討結果報告書が幾らで日本環境衛生センターに発注したか価格も教えていただきたいのですが、お金をかけてわざわざ意見を聞いて、これはだめですと言って許可しなかったものが、結果報告書から幾らも時間がたたないうちに設計図書の中で今る述べられた理由で変更になっていく。そうすると、後で調べたら、いろいろなところでそういうことをやって、かえって設計上価格が安いとか、メンテナンスに有利とか、おっしゃったような理由がある。そうすると、日本環境衛生センターはそういうことを何も承知していないで、北しりべし廃棄物処理広域連合に金だけ取って、そういう時代遅れの結果報告書をよこしたということにならざるをえませんか、おかしいことなのです。だから、設計図書の変更した部分の方がより合理的だし、価格の点でもかえって安くつくという部分があるとおっしゃるなら、性能発注ですからよりよい方法を一番新しい時点で設計図書に盛るとするのは当然のことなのです。そうすると、いったい日本環境衛生センターに何を頼んだのかということになるわけです。だから、価格を含めてその辺は北しりべし廃棄物処理広域連合では何と説明していますか。

(環境)五十嵐主幹

この性能発注でございまして、いろいろな点検する場所、何万件という部分がございまして、その中で先ほども言いましたけれども、検討するに当たって繰り返しになりますが、じゅうぶんな実績とか、それを比較検討するための資料の提出がなかったという中で、従来からの実績のある RC 構造という部分で不可としたと言っております。

ただ、今、入札の結果、日立造船と実施設計に向けて協議した中で、いろいろな事例とか、構造上に問題ないとか、今後のメンテナンスに当たってランニングしていく中で有利であるという判断をしたという中で、

北野委員

いやいや、それはわかりました。だから、先ほど言ったように、それはわかるから、いい機械をつくるというの

は当然のことですから、お金をかけてやるわけですから。それだったら何で北しりべし廃棄物処理広域連合にそういうノウハウがないからということで、プロフェッショナルの団体である日本環境衛生センターにわざわざお金をかけて頼んだのか。それだったら何の意味もないわけでしょう。メーカーと直接話してやった方が一番よかったのではないのか。

ところで、その検討結果報告書というのは、お金を幾らかけてやったのですか。日本環境衛生センターに幾ら払ったのですか。

(環境) 管理課長

申しわけありませんけれども、その報告書の経費につきましては、今、手持ちしておりません。

北野委員

それでしたら、後で調べて、どなたかに調べさせて報告してください。委員長、次に進みます。

北しりべし廃棄物処理広域連合発注の焼却炉が、予定価格より大幅に低い価格で落札し発注いたしました。このうち上物工事は31億円で地崎工業に下請発注ということになったわけです。これはご承知のとおりです。そうすると、この価格は全体価格の45パーセントです。そうすると、残りの価格で焼却炉本体の命ともいべき炉を含むさまざまな機器類を製作することになるわけです。肝心の機器類の質の低下を招かないか。予定価格の半分くらいでやるわけですから、そういう心配はないのかということなのです。それについてはどうですか。

(環境) 五十嵐主幹

確かに予定価格よりも低い価格で落札したということでございますけれども、要するに発注仕様書でうたっている性能、これを下回らないように、あえていえば、それよりも上をいく性能を、今、全国都市清掃会議、日本環境衛生センター、北しりべし廃棄物処理広域連合、それから日立造船とじゅうぶん精査しながら検討していくので問題はないというふうに聞いております。

北野委員

けっきょくそういうことを理由にして落札価格が半分以下になっても心配ないということを繰り返し説明するのですけれども、メーカーの側はやはりいろいろ考えて安くなっても何とか採算が合うように工夫するのです。その過程で質が落ちるといことはたいへん心配なのです。だから、日立造船はその点で悪い例を持っているのです。これは何回も議論していますが、静岡の灰溶融炉で、本来であれば高熱が当たるところに、炉の中でプレキャストブロックというのを張りつけて、しかもそれは張りつけてはならない場所に張りつけて、そして穴があいて大事故を起こして弁償金を払う、こういうことまでやっているのです。だから、安くすると耐火れんがよりもプレキャストブロックの方が安くつくわけだから、それを耐火れんがに変えて張りつけた。そうしたらそういう事故が起きているわけです。だから、そういう類のことがあちこちで起きないか、高温で、焼却炉と灰溶融炉は物すごい高温です。焼却炉は800度以上です。灰溶融炉は1,600度、そういう物すごい高熱で作業するわけですから、そういうことはだれもが心配する点ですから、その辺は大丈夫ですか。

(環境) 五十嵐主幹

灰溶融炉の静岡の部分でございますけれども、それにつきましては今年の2月10日の北しりべし廃棄物処理広域連合の第1回定例会、その前の議員協議会の中で、日立造船の担当者が日立造船の静岡の事故のその後の原因とか結果とか、そういうものをるる説明していただきまして、今後の例えば耐火物の見直しとか、温度計の位置の見直し、前処理施設の変更とか運転管理マニュアルの充実、そのあたりに欠陥があったということの中で、それらを北しりべし廃棄物処理広域連合に対してこれからの設計を詰めていく中で、じゅうぶん検討して、その改良策を提示したところでありまして、今後も静岡がその後改良したといいますが、直した形で今運転を始めていますので、それも注視しながら今も協議しているというふうに聞いております。

北野委員

事故が起こって改善しなければならぬ点は公表されていますから、その部分をごまかしようがないわけです。だから、北しりべし廃棄物処理広域連合でもちゃんと耐火れんがを使うというふうに説明していますから、それ以外のところで、今、話したようなことでの心配が起きないかどうかということがあるわけですから、北しりべし廃棄物処理広域連合といっても小樽はお金の大半、80数パーセント持つわけですから、きちんと小樽市の責任において北しりべし廃棄物処理広域連合に申し入れておいていただきたい。

時間がないので先を急ぎます。

家庭ごみ有料化について

次、ごみの有料化にかかわって3点ばかり質問します。

家庭ごみの有料化に伴って、老人、乳幼児など袋を多く使用する人やその家族から、また生活保護者など低所得者から減免制度の要求が出ています。現在は1歳未満児についてのみ減免と、袋を先に渡すという方針なのですが、今議会でもさまざまな要望が出ていますが、これらについて考えると検討するとかというふうにおっしゃっていますが、どのようにされようとしているのか、今の時点での対応を説明してください。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問でございますけれども、昨年来からの説明会におきまして、乳幼児の紙おむつ用に指定ごみ袋の助成を求める声も多いたるところから、今回の平成17年度予算の中では紙おむつについては、減量努力をしようとしてもなかなか減量できない状況ということにかんがみまして、新生児、そして1歳未満の乳幼児につきましての紙おむつの使用に伴う指定ごみ袋の一定枚数無料配布ということを提案させていただいたわけでありましたが、ただいまの北野委員のご質問にもありましたとおり、この考え方を基本としてやったわけでございますが、その後1歳から2歳未満にかけての幼児に対する同じく指定ごみ袋の助成でありますとか、介護を要する高齢者・身障者についても指定ごみ袋の助成の声が多く寄せられたところでもあります。これらにつきましては、1歳から2歳未満にかけての幼児につきましては、今の1歳未満の紙おむつの無料、指定ごみ袋の延長として今後2歳未満ぐらいまでは一つの対象としていかなければならないというふうに考えておりますのと、介護を要する高齢者・身障者につきましては、例えば介護用の紙おむつを現に助成されているなどのそのような助成制度も参考にしながら、今後、指定ごみ袋の助成については具体的に検討していくということで考えてございます。なお、生活保護世帯につきましては、今議会で他の会派からも減免についての要望があったものでありますので、今後生活保護世帯につきましては、生活保護世帯の実態というところからも見ながら、また、庁内の関係部局とも協議しながら減免の仕様について検討していくということで考えてございます。

北野委員

ぜひ実現方について強くお願いをしておきます。

資料送付の宅配について

次に、同じくごみの有料化にかかわることで、入札で落札した宅急便の業者に頼んで各家庭に届けているということですが、既に環境部にもいろいろ苦情が行っていると思うのです。だから、順調に届けられているとは判断しがたいのですが、現状を報告し、どういう対策をとってすべての世帯に届けるようにされようとしているか説明をしてください。

(環境) 廃棄物対策課長

宅急便でごみの減量化・有料化に必要な資料を送付していることについてでございますが、市では2月中に全世帯に配る予定で今まで進んでまいりました。そのためには、市の方であて名シール等を作成し、袋詰めをし、そして2月中に配達できるような形で民間の宅配業者に届けたところであります。そのような中、宅配業者の方でこのたびの例年になく大雪、それから理由になるかどうかわかりませんが、宅配業者の直接の窓口担当者が入院

したということで、かなり宅配業者の方でも混乱が起きている状況の中、遅れが生じているところでございます。そのような中、宅配業者の方では人数を増やしてかなり強化しながら進めてまいりましたが、それでもなおかつ遅れているという状況の中、市の方では、現在、宅配業者でまだ未配達分のもの、それを戻していただきまして、その戻された分については、市の方で一部は直接市の職員が届け、また残りの部分につきましては、郵送で現在配達を終えております。現在では、全世帯に配達が終わっているというところなのですけれども、若干戻ってきた分あるいは小樽に住所を置いていなくて、どうしてもその資料が欲しいという、そのようなお問い合わせがある分について随時送っているという状況でございます。

北野委員

環境部の方では、昨日の北海道新聞の夕刊 4 面、「はいはい道新、困ります」というところがあるわけで、これはごらんになっていると思うのです。昨年 11 月に引っ越した方で郵便局にも転居の届けは済ましたけれども、今回は郵送されていない。その他のことが苦情として投書で載っているわけです。今、課長から説明があったようなことであれば、郵便局に住所の変更をしていれば普通はきちんと届くはずなのです。何でこういうことになるのか。それから、宅配業者に宅配を依頼するときの基準は昨年 9 月の時点の住所録を渡していたのではないですか。今年でしょう、宅配業者が市から頼まれて配達始めたのは、つい最近ですよ。だいぶ期間があいているのですよね。そういうことなどは考えられなかったのかということなのです。

(環境) 廃棄物対策課長

最初に、1 点目の郵便局の関係で市にも届けを出しまして、それから郵便局にも届けを出したのになおかつ届かないという、そういう状況のご質問でございますけれども、今回の資料の中に収集カレンダーというのがございます。その収集カレンダーは市内全地区で 17 パターンがございまして、その町々で収集日が相違するというので、今回、メール便の宅配便で送られたこの新聞に投稿された方の住所なのですけれども、実際お届けした収集カレンダーは正しいのですけれども、転居先の町が別な地域になりますと、それが郵便局の中で転送ということになった場合に、違う収集カレンダーが届けられるということで、市の方では郵便局を使わないということで、このようなケースになりました。

それから、2 点目ですけれども、9 月の住所データで配布されたということのご質問ですけれども、実際には住民基本台帳上の 9 月のデータを借用いたしまして、私どもの方でファイル替えをいたしました。そして 9 月から 12 月までの異動データをさらにいただきまして、最終的には今回の宅配便は 12 月末のデータで、全世帯約 6 万七、八千件の世帯にという形でメール便を行っております。この投稿者の場合ですと、9 月のデータで来たということでおしかりの文章が書かれておりますけれども、私どもの方で異動データをいただいたときに 1 件 1 件修正するのですけれども、その方には本当に申しわけないと思うのですけれども、お問い合わせもありました。そういう中ではデータの修正が漏れたということもおわびをした中、きちんと整理はさせていただいたところでございます。

北野委員

対策はきちんととられているということなのですけれども、引き続き苦情が来るようなことも考えられますから、きちんと市民との関係では対応していただきたいと思えます。

小樽病院の医師の退職について

最後、小樽病院に伺いますけれども、最後の報告にありました院長の辞任に伴う問題で、この問題と直接ではないですけれども、予算特別委員会でも伺いましたが、医者が 40 人中 4 月 1 日から 9 人も足りない。31 人で診療せざるを得ないということです。補充については 4 月 1 日から、もしめどが立っているのであれば、どの診療科目で医師の確保がめどついているか、まず説明してください。

(樽病) 総務課長

市立小樽病院のこの 4 月からの医師の補充の見込みについてですけれども、診療科別に人数を申し上げますが、

内科で 1 人、皮膚科で 1 人、眼科で 1 人、泌尿器科で 1 人、合計 4 人になってございます。それを見込みましても 31 人ということでありまして、その後の補充の方につきましては、今の段階ではまだついていません。

北野委員

では、9 人足りないまま 4 月から診療すると。医師がないということですね。

そこで伺いますけれども、今回の眼科や皮膚科の医師が年度途中でおやめになるということはだれも想像していないわけです。通常社会常識からいって、よほどの理由がない限り年度の途中でおやめになる、しかも人の命を預かる医師が年度の途中で予期しない退職ということは、普通は考えられないのです。医師確保の点でいろいろ苦労されているのはわかるのですけれども、そういう年度の途中でやめられるというようなことがこれからも起こりうるわけです、今のままだったら。これはちょっと最小限、防がないとだめだと思うのです。だから、医師の確保は今たいへん困難な事態になっているわけですから、1 年前から仮にやめると言われても、確実に 1 年後その診療科目の欠員が埋められるかといったら、必ずしもその保障はないわけですから、まして年度途中だということはなおさらです。だから、少なくとも年度途中の退職とかそういう事態を防ぐ手だては、小樽病院では考えられていないのですか。

(樽病) 事務局長

私は去年初めてこの 3 人の医師の突然の退職を体験しました。これの手だてというのは、はっきり言って、今、具体的にどう講じていくのかというのは持っておりません。ただ、こういう事態が結果的に平成 16 年度のああいふ、いわゆる繰入れの増というふうに経営に非常に影響を与えたということですから、これからこれについてはお願いという形で医局の医師に話すしか当面ないのかと思いますけれども、副院長や、新しい院長が来ましたら、新しい院長ともどもその辺のところをじゅうぶん話し合っ、対応していかなければならないと思っています。

北野委員

局長に聞きますけれども、条例上は今副院長が院長代行になっているのでしょうか。それと別枠で新しい院長を探しているということなのですね。

(樽病) 事務局長

今の院長は 3 月 31 日に辞任ですから、現在の小樽病院院長は森岡院長です。4 月 1 日以降は規則上では副院長が職務代理をするということにはなっております。

北野委員

では、まだ新しい院長はいつと、4 月 1 日から発令になるかどうかはまだわからないのですね。

(樽病) 事務局長

正直言って、4 月 1 日からの新しい院長というのは難しいと思います。それは今鋭意 1 日でも早く見つけてまいりたいと思います。

北野委員

最後ですが、予算特別委員会でも指摘しましたが、今回の年度途中の皮膚科、眼科の医師の予期しない退職によって 1 億数千円もの収益減があるわけです。だから、9 人ということになると、それは診療科目、残った医師で対応していると、対応せざるをえないから全くゼロということはないかもしれませんが、しかし億単位の収益減が予想されるわけです。だから、足りなくなれば、今回のように 2 億円を一般会計から持ち出しているわけですが、そういうことがあれば、あなたはまじめにやっているというふうに私は信頼していますが、一般会計から最後は来るということになると、人情として努力が弱まるのではないかと思うのです。だから、その辺は使命感に燃えて一生懸命努力されていると思うのですけれども、やはり医師の確保は病院にとってはたいへん大事なことです。だから、これは経営の重要な要素にもなりますから、ぜひ引き続き努力していただきたいと、強いお願いだけしておきます。

(樽病) 事務局長

先ほど言い忘れましたけれども、確かに今31人体制で4月1日から当面スタートせざるを得ないと思っていますけれども、大学からの出張医なり、それから正規の医師の確保について決してあきらめているわけではなく、17年度中でも確保については鋭意努力してまいりたいと、そういうふうには考えてございます。

副委員長

共産党の質疑を終結し、委員長席を委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

質疑を自民党に移します。

吹田委員

質問を3点ほどしたいと思います。

家庭ごみ有料化について

まず、ごみの有料化ということで4月から始まるのですけれども、恐らく予想されることは3月の末にかけて皆さん準備をされて有料化前に大量に出されるのではないかと考えております。そういう面では市民の皆さんはまず有料というのはなるべく避けたいということで、その前に出したいと思いますが、これにかかわって収集のそういうものについて、例えば万が一通常の2倍も3倍も出るなんていうことは考えられると思います。そういう大事なときに、今の体制はどのようにそういうものにかかわって、それは予想ですから実際どうなるかわかりませんが、その辺について市の直接の部分もありますし、民間でしている部分もありますが、その辺のところの体制はどのようになっているのでしょうか。

(環境) 工藤副参事

ほかの都市を見ますと、確かに期日前のごみが増えます。俗に駆け込みといいますか、たいへん増えますので、それらについてはしかるべき予算措置をしておりますし、体制についてはやっているということで、既にもう1台を民間委託で増車していますし、順次ごみの量を見ながら、それらのごみの量に合わせて収集車を増やしていくということを考えております。

吹田委員

いずれにしても、ごみについては収集がされないという、すぐ苦情が参りますので、この辺についてはよく収集場所を確認しながら市の方で対応していただきたいと考えております。

また、4月から一応各町内を含めて、地域環境美化協力員、そういう形のもので配置されて指導されるということでございますけれども、今回の有料はたいへん大きな動きでございますので、何か去年、おととしに我々の方でごみについての視察に行ったところで、そういう大きなことをやったときに、スムーズにいくように、時間前に、そのところでは確かにごみを捨てる時間が決まっております、市の職員が全員そこにいまして、そして指導したり、またいろいろなことについて対応したということでスムーズに進められたということ聞いたのですけれども、今回は基本的にはこういうボランティアの方々活躍するということなのですから、市の方ではスタートの段階ではそういう部分のことについて何か職員が活躍されるというようなことで検討されたことはありますでしょうか。

(環境) 工藤副参事

これにつきましても、若干の検討はしたのですけれども、なにせ市内に3,000か所のステーションがある。そのほかにもいろいろと出される状況もありまして、なかなか市の職員に早朝、勤務前にお願いするという面については、いろいろな障害がありまして、市の職員全員の朝出勤前の協力ということについては、得ることはできませんでし

た。そういうこともありまして、環境美化協力員といいますが、市民でそれぞれのステーションについてご協力いただきたい。この協力員のお力をかりて、何とかスムーズに収集をしていきたいと、このように考えております。

吹田委員

いずれにしても、箇所数と協力員の人数を考えましたら、とても何か難しそうな感じがございまして、少しでもそういう部分ではそれをバックアップすることが必要なのかなと。これを聞いた時の話では、完全に市の職員が全員が動いているという感じですね。いわゆる早くに出なければならぬ、保育士はまず外れますよ。どうしても朝あけなければならぬ人は、それはどうしてもそこにいなければだめだという人、それ以外は全部やったというような話をされておりましたから、そういう面では、迫ってはありますけれども、そういう部分ではそういうこともないということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思っています。ぜひ4月からのごみ有料化についてはスムーズに、不法投棄とかいろいろ心配されていますけれども、こういうのについてもよく理解していただいて、そういうことにならないようにぜひうまく進めていくべきだと思っております。

次世代育成支援について

続きまして、私の方で資料をお願いしまして、保健所の方に一応母子手帳の交付と出生数の関係の動きについて資料をお願いしたのですけれども、この資料について簡単な説明をお願いいたします。

(保健所)保健総務課長

平成14年度から平成16年度にかけての出生数の資料を提出させていただいておりますので、説明させていただきます。

私ども保健所の方で母子保健法の規定によりまして、母子健康手帳を交付しております。そしてまた、一方では母体保護法によります避妊手術あるいは人工妊娠中絶の届出数の統計をとっておりますので、それを組み合わせた表でございます。具体的な数字で言いますと、1行目、平成14年度の4月で説明いたしますと、4月に交付しております母子手帳の交付数が89、そしてこの方々の予定日というのは10月から11月になるわけですけれども、その隣、第1子37とありますけれども、その中で年齢別の19歳以下第1子、35歳以上第1子、21歳から34歳までの第1子というふうに内訳を示してございます。それから、第2子以上の部分が52というところでございました。そしてその次に中絶51とありますが、これは母子手帳を交付されないままの中絶数も含んでおりますので、母子手帳の交付数から中絶数を引いて出生数にはなってございません。通常の場合で申しますと、4月に母子手帳を交付した方々が10月ないし11月に出生をしておられるわけですけれども、そのうち実際に10月に出生された方々の数字79というのを右の方の欄に載せました。その一番右側のところ少しわかりにくいと思いますが、4月に母子手帳を交付された方々が実際10月に出生された方の数、それを79というふうに入れているということです。それがそれぞれ年度の合計数として14年度でありますと、母子手帳の交付数980に対しまして中絶が564、それから出生数が920、こんな形になっております。それぞれ年度で見ても、母子手帳の交付数そのものが平成14年度では980、平成15年度では878、そして平成16年度はまだ3月の数字が入ってございませんけれども701ということで、母子手帳の交付数そのものが年々100件程度減っているということになります。

吹田委員

今、説明がありましたように、例えば平成14年度では980の母子手帳の発行数を見ますと、出生数がそれに関連して920ですから60人ほどがその中では中絶があったのかといえますと、母子手帳を発行しない中では約500の人数がいる。これを単純に足しますと、この方々が全部出生した場合には、1,400何ぼですから、昭和60年当時の人数かなという感じがします。これで、この中絶の関係について原因等についての把握というのは、何かございませうか。

(保健所)健康増進課長

中絶の関係でございますが、これは母体保護法の中で医師が本人又は配偶者の同意を得て人工妊娠中絶をするこ

とができるという形になっていまして、その中絶の理由として二つの場合でできるということです。一つが身体的又は経済的な理由によって母体の健康を著しく害するおそれがある場合でございまして、もう一つが暴行等により拒絶することができない間に妊娠した場合、この二通りがございまして、先ほどの平成14年度、平成15年度の中絶の件数は1点目の身体的・経済的理由というような中絶の件数でございます。平成16年度の2月末現在の426件でございますが、このうちの425件が身体的、1件が暴行等による拒絶できない間に妊娠した場合ということで医師が保健所の方に届出を行っております。

吹田委員

保健所にかかわっては、よく聞きますけれども、妊娠したのだけれども、何か風邪とかいろいろなこと薬を使って子どもの体に影響があるので中絶したということを知ったことがあるのですけれども、こういうものにかかわって何か特別そういうものにフォローするような制度とか、また機関とか、そういうのは何かございますか。

(保健所)健康増進課長

それに合っているかどうかかわからないのですが、妊娠した場合については、元気なお子さんを生んでくださいということで、「母親学級」とか、「パパママ道場」とかそういった形でやっているような状況でございます。

吹田委員

福祉部の方にこれにかかわって質問してみたいと思うのですけれども、昨日、テレビで、HBCでしたか、夜、この予算特別委員会が終わった直後ぐらいに、実をいうと16歳の私がママになりましたというのが流れていまして、基本的には相手が若すぎて結婚しても生活が無理だからということで、その方は7人兄弟の長女の方なのですが、母親がいなくて父親と住んでいる。そういう中で父親が決断しまして、自分の子として育てるということで生めということで勧めたものが何かちょっとした時間を長くとってやっておりましたけれども、そういう中ではこういう中絶にかかわっているいろいろな事情があると思うのですけれども、経済的なもので中絶する方もけっこういるのかなと思うのですけれども、そういう中で小樽でこれだけの人数の方が赤ちゃんが生まれなくて終わっている。だいたい出生数の6割ぐらいと見ますと、そういう面では年齢が10代の方々が子どもを生むのがいいとは限らないのですけれども、考えてみましたら、我々よりもっと前の代の方々というのは10代で結婚してどんどん子どもが生まれて、だから10人も何人も子どもがいるというのが昔だったのですけれども、そういう面ではそういった経済的なものについて、これから今、次世代育成支援とかいろいろなことをやるのですけれども、これは生まれた後のことを対応しているような感じがします。生まれるというその段階ではいろいろなそういう要因があるのですけれども、その辺のことについて何か施策はないだろうかというふうに考えるのですけれども、子育て支援課は生まれた方を支援するのだという感じかもしれないけれども、この辺につきまして、福祉の方では、今、国でも児童手当を上げるとかということを一生涯懸命言っていますけれども、先日、経済同友会の方が生まれた方に出産手当金とは別に50万円出せとかというものが新聞に堂々と出ましたけれども、そういうのも含めて何かそういうことの施策というものについてコメントするものはないでしょうかということで質問したいと思います。

(福祉)子育て支援課長

前回の一般質問だったかと思うのですけれども、たしか出産祝い金といったようなことでの質問があって、市長の方からも答弁したと思うのですけれども、全国的にもばらつきがあると思いますけれども、全体的にはこの出産祝い金制度といったもの、それぞれ市町村が独自に持っている制度の見直しというのが図られてきている。例えば廃止の方向に流れているという形で私どもも認識しております。また市長答弁の中でも申し上げておりますけれども、現状小樽市として独自でそういった出産祝い金制度を新設する、あるいは検討をするという考え方はございません。

吹田委員

一応私の方はこれだけの人数が中絶しているというのは、はっきり言いまして、ただ、「ああ、そうですか」と

いう形ではないと思うのです。これが他都市で、「ああ、総勢で6割あります、ああ、そうですか」というものとは違って、自分の住んでいるところでそういうことが起きているということですから、その辺のところについて、これは基本的にそういった子育てのことについては、国の政策でやるのは間違いないことであります。ただ言えることは、今後そういう面では老人保健、また介護保険という問題で、今度子ども保険というのをつくったらどうかということが、ある一方では論議されている。そういう面では、今はもう昔と違って子どもがたくさんいても、生活が大して困らないという時代では全くございませんので、そういうことの中で経済的なものを、やはりもう少ししっかりととらえて、そういう部分をできるようなものを国にでも地方から上げていただくようなことを考えられないでしょうか。これは、福祉部長に聞きたいと思います。

(福祉) 子育て支援課長

行動計画との関連もありますので、私の方で前段話をさせていただきます。

先ほど小樽市の行動計画を報告いたしました。実は国の方でも平成17年度からスタートいたします国の子ども・子育て応援プラン、どこも似たような名前なのですが、そういったものが公表されております。その中で一つの項目として、経済的負担の軽減というのが国の検討課題としても出されているわけですが、その検討課題を読みますと、個人所得課税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、児童などに対して扶養控除を集中することを含め幅広く検討するという項目があります。正直言って微妙な表現だなというふうには思っております。またもう一方、それぞれ自治体の関係での国に対する要望なのですが、昨年の11月に国の新年度予算に対して全国市長会で要望を出しておりますが、その中でも子育て世代に対する所得税負担の大幅な軽減措置を講じることということで、市長会としての国への要望はしているところであります。

吹田委員

ぜひ、その部分については地方からもどんどん国に上げて、出生数が減っているだけで、ただ支援という形ではなかなかこれからのこの大きな流れを変えるのは難しいのかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

この次世代育成支援の関係にかかわってなのですが、現在、保育所に入所されている人数の関係なのですが、ここ何年間の、例えば3月末現在でどの程度の全体的に動きがあるのかということで、ちょっと聞きたいと思っております。

(福祉) 子育て支援課長

ここ数年というよりも、ここ七、八年増加傾向になっております。ご質問の3月1日現在での入所児童数で答弁いたします。平成12年度、平成13年の3月1日という意味ですが、平成12年度が1,535人、平成13年度が1,570人、平成14年度が1,625人、平成15年度が1,652人、今年度1,669人です。

吹田委員

平成17年度の予定では、銭函保育所が定員を変えてより受入れの枠を広げるという形でございますけれども、これについては利用する上でたいへんいいことだと思っております。この中で、ちょっとこれからの話ですが、延長保育についてはより時間を延ばすという感じの言い方をされておりますけれども、この辺について、これらを時間の延長をしますよというわけですが、これについてはどのような話で進められているのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

委員もご承知のとおり、延長保育は今市内5か所の保育所でやっております。延長保育というのは、基本保育11時間を超えるという形での時間設定になるものですから、始まる時間が何時かによって終わる時間の動きというのがございます。ただ、一般的には、今、小樽市内では6時から7時の1時間を延長保育という形で実施しております。ここの部分につきましては、通勤形態ですとか、そういった部分も含めてのニーズ、そういったものも当然あるわけですから、現状での5か所の利用状況あるいは今後のニーズ等も含めまして、当面的には実施保育所の拡

大ということでの検討を進めてまいりたいと思っております。

吹田委員

出生数がどんどん減っているのですけれども、仕事をしたいという方がまだまだ増えるような状況でございますので、このような立派な支援行動計画ができましたので、これに合わせてより利用しやすい施設なり、また制度なりなんなりを大いに進めていただきたいと思いますと考えております。

次世代育成支援の関係について、このようにつくられたのですけれども、10年間のうちの5年間をこれで行きますという話があったのですけれども、この10年間のうちの5年間ということですから、この次の段階の見直しをかけるというのはいつごろにかけて、そしてまた5年後にこれ出てくると思うのですけれども、いつごろから始める予定なのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

今の段階では具体的にいつからということは申し上げづらいのですけれども、後期計画は平成22年度スタートということになりますので、20年度が終了した段階で後期計画の策定作業検討に入っていく必要があるだろうというふうに思っております。

吹田委員

5年間の中で相当数の数がございますので、ぜひスムーズに、予算のこともございますけれども、進めていただきたいと思えます。

成田委員

雪の関係の苦情について

今年のこの雪の量の被害というか、大変な雪の量で所管が違うのではないかなというような感じで見ていますけれども、市民の苦情というのは総合サービスセンターの方に向けられると思うのです。そのサービスセンターのところに雪においての被害というか、要望というか、そういうものがたぶん数多く寄せられたと思いますけれども、そのような状況はあるのでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター所長

雪の関係の苦情相談ということでございますけれども、私どもの方には市民の方から電話、それから直接来所なさってという形の雪にかかわる相談というのは、意外に少なくて8件でございました。ただ、問い合わせがかなりございまして、これはどのようなことかと申しますと、市民の方が住んでいる地域の所管している除雪ステーションがございまして、ここに連絡したいのだけれども電話番号を教えてくれないかという問い合わせが、この冬数十件あったように記憶してございます。

成田委員

やはりこれは市民がわからなかった状況なのか。そういうことで、そういう問い合わせが多かったと感じました。周知の仕方というか、ステーションのPRというか、ステーションを明確にしておく、そういう必要があるのではないですか。今後の対策の中で、それは周知していただきたいと思います。

空き家の雪害について

次に、雪によって空き家の屋根にかなり雪が積もって、その空き家によって雪害が及んだ家があると思うのですけれども、そういう状況は市民センターの方には流れていませんか。

(市民) 総合サービスセンター所長

空き家についてのお尋ねでございますけれども、私どもの方には、所有者がわからないと、空き家になっているというところで雪が積もって倒壊寸前になっているので何とかしてほしいという問い合わせが、1件だけだったの

ですけれども寄せられまして、私どもといたしましては、建築指導課に連絡をいたしまして、現地を確認して所有主等がわかれば、そちらに連絡をしていただくというような措置をとってございます。

成田委員

この空き家の所有者がわかれば所有者の責任の下でやれるわけですが、空き家を放置している状態の家というのは、小樽市内にかなりあると思うのです。その辺は、市民部で把握しているのでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター所長

空き家につきましては、市民部としては把握してございません。ただ全庁的に空き家対策庁内連絡会議というのがございます、これは各部から課長職が出て、市内の空き家対策ということで担当をしているわけですが、窓口が企画政策室です。その中で市内の空き家については把握をしているのではないかと、うまいに考えてございます。

成田委員

実は、この冬の雪の量で私のところへ被害が来た。家に屋根の雪が落ちてきて、壁が壊された。窓も壊された。これは空き家を放置されている家なのです。その人たちの対策はどう手当てしていいか、その 1 件の相談というのは市民部に相談されたというのは、この 1 件のうちなのか、その人の対策はどうとられたのでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター所長

総合サービスセンターといたしましては、相談者からのお話を伺いまして、適切に担当する部署に話を付けると言いますか、そういう形でやってございます。その後どういうふうになったかという結果については、私どもには直接まだ報告はもらっていないような状況でございます。ただ、相談者からさっぱり解決にならないというようなお話はございませんので、私が想像するところ、それなりに話はして解決はされているのかなというふうに想像してございます。

成田委員

実際にまだ解決されていない状況なのです。当然放置されている空き家ですから、今度、地主にも及んでいるわけなのですが、地主も持家はうちでないと、そういう状況になっているものですから、被害を受けた人はそのままの状態被害を受けている状況です。これからの対策の中で早急に対策をつくって、全庁的にその空き家をきちんとした形で改善してもらえるような方向へ向けてほしいと思います。

(市民) 総合サービスセンター所長

来週、この空き家対策庁内連絡会議が開催されますので、その中で今聞いた話をさせていただいて、できるだけ早い解決策を探っていきたいということでございます。

成田委員

よろしく願いいたします。

国民年金の受給額について

次に、市民部の保険年金課に聞きたいのですけれども、小樽市内で国民年金の基礎年金になっている金額というのはどのぐらいの金額ですか。1 か月の金額。

(市民) 保険年金課長

平成15年度の国民年金の1人当たりの平均受給額、これは年額で約58万2,000円、月額で約4万8,500円、このようになってございます。

成田委員

月額4万8,500円で一人で生活するとなったときに、家賃から水道料から全部、この年金者というのは生活保護も何も補助を受けていませんから、大変な生活レベルだと思うのですけれども、また話を別に振りますけれども、生

活保護を受けている受給金額は 1 人当たりどのぐらいの金額になりますか。

(福祉)保護課長

例えば 65 歳の単身高齢世帯で生活扶助費を見ますと、7 万 2,400 円程度でございます。ただ、冬場になりますと、冬期加算が加わりますので、9 万 5,000 円弱の金額にはなるかと思います。

成田委員

これは皆さんどう感じましたか。私、今、これを聞いて、国民年金をもらっている人から私のところに相談に来るのでけれども、家賃が払えないから何とかしてくれないかと、そうやって相談がよく来るのです。生活保護をもらっている人は家賃も保護されているのですね。そうですね。

(福祉)保護課長

当然持家がなければ、公営住宅と民間のアパート等に入れば、その分の住宅扶助費は支給させていただいています。

成田委員

生活実態というのは、たいへん厳しいものがあると思います。この国民年金をもらっている受給者というのは、自分たちが若いときに払って納めていた人たちが受給されていることだと思うのです。そうですね。

(市民)保険年金課長

そのとおりでございます。

成田委員

逆に、生活保護を受給している人たちというのは、この国民年金すら納めていない人が多いわけです。納められなかった人たちだ。

(福祉)吉岡主幹

今、課長の方から申しました生活扶助費というのは基準でございます。最低生活費の基準でございます。ですから、その基準の中で年金をもちろん収入として持っている方も足りない分があれば足りない分もその差引きの扶助費として計算して支給されます。持っている収入と足りない分と合わせまして、今の 65 歳の方の額ということで、先ほどの金額が保障されるという形になります。

成田委員

それでしたら、国民年金の基礎年金をいただいている人で生活ができないよ、そういう人たちが生活保護を申請したら該当するのですか。

(福祉)吉岡主幹

生活保護の基準に照らし合わせまして、それ以下でありましたら該当になります。

成田委員

それでは、確認なのですけれども、国民年金をいただいている生活ができない。それで生活保護支給の申請をしたいのだけれども、自分は持家ではなくてアパートに住んでいる。そして、一人で生活しているのだけれども、そういうふうなぜひたくとは言わないけれども、それなりの、今まで働いていたから、そのお金を使いながら生活をしてきたのだ。これからもできれば生活保護をもらわないでいきたいけれども、やむを得なく生活保護を受給したいのだという方には、相談の窓口はつくっていただいているわけですね。

(福祉)相談室長

今、委員がおっしゃられたように実際に基準にまだ足りない部分があるという方についてのご相談は、こちらの相談室というところで伺っております。

福祉部長

ただ、他法優先ということがございます。資産活用という、そういうものをいろいろした上で、最終的に主幹な

り、室長が言った形で計算をして足りない分をとということです。

成田委員

これからこういう人たち、今、大変な失業者も出ていますし、高齢社会も進んでいますので、この中で地方自治体で賄う部分というのは大変な時代になってくると思うのです。その中で、受益者負担というか、自分たちの生活は自分たちでやれるような、そういうような支援策、要求すれば、お願いすれば何でも保護してやるよという時代ではなくて、ある程度のことは自分たちでやってもらうような施策をつくってもらえるような方法をとってもらえたらと思っていますし、また予算特別委員会でも何人かの委員の方からごみの有料化についての検討課題として生活保護家庭についても上がっておりますけれども、このごみ袋の有料化というのは、ごみを出すから有料になるのです。ごみは消費しないとごみというのは出てこないのです。生活レベルが高いからごみは出るのではないかと思うのです。消費することによってごみの量は増えると思うのです。その生活レベルが達していない人たちのごみを出したくても出せない状況、そういう状況というのはこれからも考えられますので、できればそういう検討課題の中に国民年金だけで生活している人たちはそういう生活レベルに達していない人も多いものですから、その辺も検討の課題の中に含めた、こういう新たな検討の仕方というのも考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(環境) 間淵主幹

有料化に関します減免等の考え方でございますけれども、当初私ども減量意識を弱めることも考えられることから、災害等特別な場合を除き、減免を行わないこととしたわけでありましたが、その半面、一つには資源化の量を多くする、又はそれを無料化とするということで分別をきちんと徹底すれば、その分実際にかかる方に費用がかからない、そのようないろいろな工夫をしてきたわけでありまして、その中であって最終的には減量努力しても減量努力できない部分が出ているというのが、また減量意識に対しての努力を若干欠いているところであります。また、生活保護世帯につきましては、負担を軽減すべきという声もありますが、半面さまざまな意見もあるのも事実であります。また、今、こういう意見、委員からもご指摘がありましたとおり、低所得者への考え方、これらの考え方もありますので、私どもも減量意識が弱められない中で、いろいろな問題点を整理しながら、今後検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

先に保健所に伺います。

インフルエンザの現在の状況について

インフルエンザに関することなのですが、インフルエンザ情報ということで保健所から何回か情報をいただいております。たいへんけっこうなことだというふうに、私は思っております。3月14日の情報のグラフを見ますと、定点のグラフですが、非常に数値が高くなっているというのがよくわかります。

まず、インフルエンザが流行している現在の状況について説明願います。

保健所長

一般的にそうですけれども、東京周辺が一番早く終わっておりました。約2週間前に東京周辺は下がりました、小樽も先週あたり下がってきているのですけれども、それは今週からB型ということでピークは落ちてきても、その後だらだらと。ですから実際に減ってはきているのですけれども、ちまたではかなり多いです。今後は、今までよりはどんどん減ってはいくと思います。

高橋委員

よくわからないので教えていただきたいのですが、インフルエンザの種類となぜこの B 型が今大流行しているのか、その要因について教えてください。

保健所長

物すごく難しいポイントなのですけれども、私もなぜ B 型がこれだけ多いのかということで調べてきたのですけれども、例えば海外の情報を見ても、B 型が多いところはないのです。日本だけで、たぶんこれは変異型なのかなと考えているのですけれども、これは東京の方に情報を聞いたのですけれども、変異型の可能性はあるのだけれども、それがはっきりするのは夏だと思うのです。でも、やはり日本だけの特徴であることは間違いなくて、いろいろな病院に聞いてもなぜだろうと言う。急にはどうも。そういったふうにインフルエンザというのは、その時と場合によってよくわからない動きをするわけです。その基本となるのは、変異が起こったりすると、こういう状況になるのかなというふうに私は考えています。

高橋委員

それで、昨年度からワクチン接種がけっこう行われているというふうに聞いていますけれども、このワクチン接種の状況は例年と比べてどうだったのでしょうか。

保健所長

例えば全国的なデータというのでもある程度最近ですけれども、小樽市内のデータで説明したら、非常にわかりやすいと思うのですけれども、小樽市内についても高齢者施設は 9 割以上はしています。ですから、小樽市内の高齢者は非常にこのワクチンをしているのです。今回我々は、ピークになったときから高齢者施設にどれだけ患者が出ているか調査しているのですけれども、1 パーセントぐらいで物すごく少ないのです。ですから、私は非常にワクチンは効いていると思いますし、実際ワクチンの組成を見ても、今流行しているものはだいたい合っているのです。ただ、もともと B 型に対してはワクチンがすばと効くという性格がないから、意外とワクチンが効かないという声も聞くのですけれども、ただ小樽市内の高齢者施設の 1 パーセントというのは、全国的に見ても驚異的に非常に低いのです。実際に 9 割前後、あと施設の関係者も 9 割くらいワクチンをしていますから、そのせいと言ったらいいかと思っています。

高橋委員

この情報を読みますと、いろいろ書かれているわけですが、今後の気をつけなければならない点、これはどのように考えられておりますか。

保健所長

非常に嫌みに聞こえますけれども、ワクチン、インフルエンザを防ぐのは、こういう場所で感染している人間がいないということなのです。ですから、今回の議会で咳をする方がすごく増えてきています。これはやむを得ないのでしょうけれども、これはそれをもってウイルスもぼんぼん飛び交う。できれば感染している方は大勢の中に入らない、若しくは感染したくなければマスクをきちんとすると、そのことが鉄則だと思います。

高橋委員

よくわかりました。

おたる子育てプランについて

それでは次に、いただきました子育てプランの報告についての成果を聞きたいと思います。

まず初めに、この子育てプランを苦労してつくられたと思いますけれども、まずその感想についてどういうふうに思われているか、感想をお聞かせください。

(福祉)子育て支援課長

感想についてというのはなかなか難しい質問なのですが、実は私どもも 11 年に策定しておりますエンゼルプラン

との比較という作業も進めてきました。その中で、具体的な事業項目の内容にも係るわけなのですけれども、例えばそのエンゼルプラン策定時にはあまり大きなウエートを占めておりませんでした専業主婦家庭に対する施策ですとか、あるいは児童を犯罪から守るといったようなものというのは、エンゼルプランの中ではほとんど想定がされていない。交通事故対策ということですか、あるいは、子どもの食の教育といいますか、食育といったような項目あるいはこれは教育委員会が主になるのですけれども、開かれた学校づくり、そういった部分がエンゼルプランとの比較では今回の行動計画の中で特徴的なものとして出てきているのかなというふうに思います。

それともう一つは、先ほどの報告の中で小樽市のエンゼルプランの実施期間を平成16年度で終了するというふうに申し上げたわけなのですけれども、この子育てプランの関係では、国、道、地方自治体、全部含めて17年度スタートになって、今年度の国の予算措置もすべてこの子育てプランという、それぞれの行動計画に沿った形での予算編成が進められていくという、そういったような印象を持っております。

高橋委員

それで、今話が出ましたけれども、エンゼルプランとこのプランの違いというのは、どういう内容なのか、簡単に視点だけお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

一つは簡単に申し上げますと、エンゼルプランも国は平成7年からスタートをさせたわけですから。それで、たしか国の大綱だったと思うのですけれども、各自治体でつくりなさいということが述べられているのですけれども、結果的には3分の1程度の市町村でしか策定がされなかったということも含めて、今回の行動計画については法律を定めるという形で各市町村に義務づけたというのが法律的な意味ではそういう点だと思います。ただ、もう一つは、先ほど申し上げました国も平成7年度以降新エンゼルプランですとか、プラスワンですとか、いろいろな施策というのを行ってきたわけなのですけれども、結果として、こういう言い方が適切かどうかあれですけれども、効果は現われていない、少子化に歯止めがかかっていないという中で、そういう意味では市町村あるいは企業体も含めて取り組んでいくという国の強い姿勢の表れなのかなというふうに思っております。

高橋委員

それで、このプランをつくったときに、どこに力点を置いたかというのを聞きたいのですけれども、特にこういう点においてこのプランはつくられたのだという特徴みたいなものをお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

先ほどもちょっと申し上げましたが、小樽市のこのプランも基本方針というのを七つの柱でつくっております。そのことは国が示しました指針の中でも、既に市町村行動計画にはこういうものを載せなさいということの7項目が示されておりまして、ある意味では项目的には一定の縛りというか、方向性といったものが枠としてある中で、各自治体も策定をしていったということが大きいのかなというふうに思っております。ただ、これは厚生労働省サイドが強いのですけれども、文部科学省ですとか八つぐらいの省庁にわたっておりますので、私の段階ですべての省庁の目玉ということでの答えというのはなかなかできないのですが、厚生労働省の関係でいいますと、もちろん保育という子育て支援策の軸になりますけれども、それは当然あるわけですが、それ以外では特別保育事業ですとか、先ほども触れさせていただきましたが、専業主婦家庭に対する支援策の充実ですとか、虐待対策ですとか、そういった部分が他の法改正とも合わせて進められているのかというふうに思っております。

高橋委員

それでは、何点か具体的に聞きたいと思います。22ページですけれども、上の方に病後児保育というのがあります。初めて聞いたのですが、この内容と考え方についてお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

簡単に言いますと、子どもが病気にかかると医師にかかります。その期間は医師にかかるわけですから、保育所

も当然休みになります。ただ、小さい子どもですから、医師の方で一応病気は治りましたよと。ただ、体力とかは当然落ちているものですから、すぐ保育所の集団生活、集団の中ではなじめないという形で、一般的には7日間程度というふうに言われているのですが、病後児保育というのが特別保育事業の一つのメニューとして、今出されてきております。それで、制度としてはそこそこ昔からあるのですけれども、どうしても医療機関との連携という、必ず医師がいなければならないということではないのですけれども、何かあった場合にはやはり医療機関との連携、子どもに急変があった場合はとっていくということで進められているものですから、現状道内ではこの病後児保育を制度の中で実施しているところというのは七つほどだったと思います。圧倒的に病院施設内での実施が多いです。ですから、ここにも記載をさせていただいているのですけれども、一つの医療機関との関係を抜きには考えられないものですから、まず研究という段階からスタートになるのかとは思いますが、進めていかなければならない課題かというふうに思っております。

高橋委員

それで、医療機関との協議ということで今話がありましたけれども、これもう少し具体的に、今年、来年、どういうふうに進めていくか、それをお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

実は、先ほど言いましたけれども、ワーキングというところで協議をしながら進めてきた経過がございます。その医療機関との関係ということからいいますと、当然小樽病院との関係がございますし、保健所との関係というのがございます。その中でも、担当課長の中では一定の協議をした経過はあるのですけれども、小樽でこういうことをやるとなれば、単に個別病院ということではなくて、一つの体制の問題になりますから、こういった形態が可能なのか、あるいは医師会等との話し合いも必要なのではないかというのが、今の持っている問題意識です。

高橋委員

もうちょっと突っ込んで聞きたいのですが、もう少し具体的に、どこと、医師会とでは今年直接やるのかとか、そこまではまだ考えていないのですか。

(福祉)子育て支援課長

まずは市役所内といいますか、保健所、それから市でやっている医療機関、小児科を持っているのは小樽病院ですから、そこの協議から入っていくというそんな形になるかと思えます。

高橋委員

次に、25ページにあります子どもの居場所づくりの推進ということで、平成16年度モデル事業でここに書かれている内容も若干聞いておりました。全28項に拡大ということで書かれてありますけれども、これは教育委員会との関連があったと思いますけれども、それはどのぐらい進んでいますか。

(福祉)子育て支援課長

今の委員ご指摘のとおり、生涯学習課が所管をしておりますおたる子どもプラン協議会の事業という位置づけになっております。それで、私の知っている範囲でしか話ができないのですけれども、今各小学校で土曜日は学校開放ということで学校においでということでやっているわけですが、なかなかただおいでといっても子どもたちは何も楽しくないわけですから、そこでダンス運動とか、これは一つの16年度に試行というか、テストパターンとしてやった項目なのですけれども、下に書いてあるのはバドミントンとか、本の読み聞かせとか、土曜日学校を使っているいろいろなプログラムを組んでいこうということで16年度2校で実施し、たくさん協力していただける地域のボランティアも登録してくれているということで、17年度からは全部の小学校を対象にしてやっていくということで聞いております。

高橋委員

次に、31ページですけれども、これは保健所になるのかなと思えますが、小児救急の医療体制の整備ということ

になっております。たいへん難しい重い大事な課題だというふうに思っていますけれども、前期計画の中では医師会との連携により実施に向けて検討ということになったようです。これについてはどのように行われていますか。

(保健所)保健総務課長

ただいまの小児医療体制の整備のところでございますけれども、現在の小樽市内の小児救急の体制というのは、1次救急については、平日の昼間であれば一般の医療機関の中で小児科を受診されればいいわけですが、夜間、それから土日の在宅当番医においては、小児科医が常駐している状況にございません。例えば夜間の場合に夜間急病センター、内科系の医師のところを受診して、小児科の2次転送をしなければならないというときに、初めて2次の機関であります市立小樽病院又は協会病院に連絡をとって、その小児科医は常駐ではございませんが、オンコールで対応していただいているのが現状です。これを小児科医についての夜間急病センターでの苦情あるいは全国的な小児救急についての取組がございまして、国庫補助事業で平成11年度創設された小児救急医療支援事業、これを平成17年度から導入すべく北海道独自の協議を進めてきたところでございます。この事業といたしましては、現在の2次の医療機関、要するに市立小樽病院か協会病院で毎日というわけにはいかないのしょうけれども、とりあえずまず日曜日の昼間、これが統計的には一番小児救急を受診される患者の多い時間帯と言われておりますけれども、日曜日の昼間に、例えば市立小樽病院で医師を常駐させて、この事業を展開しようという予定をしておりました。ところが、市立小樽病院の小児科医が平成17年度に平成16年度の3名から2名に減員になるということが判明いたしまして、事業の受皿がなくなって今とんざしているところでございます。一方、協会病院につきましては、4月から現在2名の小児科医が3名に増員になる予定がございまして、こちらの方と、今、協議を進めておりました、国あるいは道の予算につきましては、その経緯がはっきりするまで留保をさせていただいて、例えば話がついて2定補正をして、国、道の予算が導入できるようなことで現在協議を進めております。

高橋委員

これからだと思えますけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、環境部に確認をさせていただきます。

桃内最終処分場について

桃内の最終処分場について確認をさせていただきたいと思えます。以前もらったこの資料に基づいて何点が聞きたいと思えます。

まず、概要ですけれども、この処理場の工期と事業費、これについてお願いします。

(環境)管理課長

着工が平成9年7月から竣工は平成12年の6月までということです。事業費でございますけれども、全体が64億9,300万円、65億円程度、それとそこに内訳がございまして、埋立施設につきましては44億8,800万円、浸出水の処理施設につきましては16億1,800万円、あと管理事務所とか併設しているのですけれども、それが1億1,000万円程度と用地費等が2億7,700万円、先ほど言いました64億9,300万円ということでございます。

高橋委員

この事業費の中で、埋立施設が44億8,800万円ですか、非常に大きい金額だと思うのですが、なぜこの埋立施設にこれだけの大きなお金がかかるのかということを知りたいのですけれども、この内訳について簡単に説明してください。

(環境)管理課長

45億円程度なのですが、そのうち一番主な大きなものとしたしましては、遮水設備工事におよそ16億8,000万円、17億円ぐらいかかっているという状態がありまして、その他流出防止の擁壁等の設備工事とか、あと雨水等の集排水設備工事、そのほか浸出水処理設備工事、それぞれ2億円から3億円程度かかってございまして、その他車の搬入道路の整備、そのほかに共通仮設資金として五、六億円ぐらいかかっておりまして、現場管理費と一般

管理費と合わせてこういう金額になっております。

高橋委員

あとで資料をいただけますか。

それで次に、埋立期間ですけれども、1期、2期ということで二つに分かれています。この二つに分けた理由を教えてください。

(環境)五十嵐主幹

埋立予定期間でございますけれども、平成12年6月にできまして、平成12年7月から平成20年度までを1期ということで、容積にしまして約81万1,000立方メートルほどの容積を持っています。そして、平成21年度から平成26年度まで、合わせて15年の埋立期間があります。何でこれを分けたのかといいますと、当然ながら2期の平成21年度から平成26年度までについては、敷地の全体としての周りの整備はしているのですけれども、先ほど答弁申し上げました遮水工だとか、要するに今の技術基準でゴミからの汚水が下に行かないようにと、周辺にしみ込まないよということによってポリプロピレンなどで二重シートをやったり、中に穴漏れのセンサーを入れたりですとか、そういうかなりお金のかかる部分もございます。そして、まだ使わないのに当初の平成12年度から平成20年度まで放置しておくと、太陽光だとかいろいろな紫外線だとかで劣化が始まりますので、それは平成21年度に間に合うように、後から整備しようということによって2回に分けているということでございます。

高橋委員

それで、この埋立計画容量、これについては全体で103万3,000立方メートルということになっています。1期、2期の数字が出ているわけですけれども、どのように計算されたのか示してください。

(環境)五十嵐主幹

これは平成9年から工事を3か年でやりまして、その前に従来からのゴミの発生量といいますか、そういう予想の中で焼却場、当然平成12年度にはなかったものですから、将来において焼却場も建設すると、それからリサイクルも進めるという中で、発生量を想定いたしまして、その結果、平成26年度までの15年間の埋立てが可能な103万3,000立方メートルという形で出したところでございます。

高橋委員

ゴミについては、だいたいどの資料を見ても何トンということで、トンでできています。これをここで容量ですから立方メートルに換算をしています。恐らくトンから立方メートルに体積換算率を使って計算されていると思いますけれども、各ゴミの種類ごとにその体積換算率、これを教えてください。

(環境)五十嵐主幹

ゴミの換算率でございますけれども、これは正確に覆土の仕方とか、ゴミの種類とか組成の違いによって簡単に出せないのですけれども、当時、9年に計画をしたときにはちょうど東京都で実際に東京都の埋立処分場に運ばれてきたときの重量に対する体積とか、埋め立ててすぐのとか、2年経過したときにそのゴミの種類によってどの程度の立方メートルを示すかというデータがございましたので、それを参考にさせていただきました。可燃物については重量に対して2年後の埋立状態ということで、0.63を掛けております。それから、不燃物については重量に1.02、それから今焼却灰はないのですけれども、焼却灰は0.80、それから事業系のゴミ、いわゆる事業所から出るゴミなのですが、それは1.81を掛けています。それから産業廃棄物、これは動植物性残さとか焼却灰とか、ほかにも4種類ほどあるのですけれども、これは重量に対して1.00、それから当然埋め立てるときに土をかけます、飛散防止。それについては、土は1.6という比重なものですから、掛け算として重さに0.625を掛けてまして、それぞれ体積換算して重量に対する容積を出したということで想定をしております。

高橋委員

それで今の東京の係数ということでしたけれども、小樽市としては今後の係数の扱いについてはどのように考え

ておりますか。

(環境)五十嵐主幹

今のこの係数も想定した当時の係数でございまして、当然それが小樽市のごみ質だとか覆土の仕方だとかいろいろな面で適当かどうかということはわからないものですから、今ちょうど平成16年度に、まだまとまっていないのですけれども、今まで小樽市で平成12年7月から埋めた量はトラックスケールを全部とっていますから、すべて覆土の量、ごみの量がわかりますので、それで実際の今の地形を測量しました。当初計画した仕上がりに対する残った容積というのを算出しています。それに基づきまして、当然今言った重量がどのぐらいの体積になっているのか、今後、今平成17年ですけれども、平成26年度というスパンもばたばたと来ってしまうようなものですから、2次拡張計画もありますので、4月からの有料化だとかリサイクルでごみが減るだとか、いろいろなファクターをまとめて今後の予定どおりに行くのか、それよりも伸びるのか、そういうのも含めて、今、精査しているところでございます。

高橋委員

そうすると、今、主幹が言われたように、大事なところはいくら今埋まっているのかということだと思えます。それで、これは平成16年度の清掃事業概要ですけれども、この15ページに供用開始の平成12年度から平成15年度までの数値が載っております。それで、先ほどの東京の係数を使って実際にどのぐらいの立方メートル数かというのは計算されましたか。

(環境)五十嵐主幹

私なりに素人なものですから、いろいろな条件は入れない中で計算は平成15年度まではしてみました。そうしたら、立方メートル数に換算しまして、平成15年度でだいたい36万立方メートルぐらいで、平成16年度もあともう1か月なのですけれども、それで想定した中では四十五、六万立方メートルかなと。そのような状況でございます。これはあくまでも私がそういう専門的な知識の中でなくて、ただ単純に重さに対して係数を掛けて出したというだけの数字でございますけれども、そのような状況です。

高橋委員

私も数値を教えてもらって、この出ている資料に基づいて計算をしてみました。平成15年度の計算をしますと39万3,333立方メートル、約40万立方メートルになるのかというふうに思います。それで、平成16年度では49万3,000立方メートル、約50万立方メートルです。平成15年度でいくと40万立方メートルですから、先ほどの埋立計画量の1期81万1,000立方メートルの約半分になるわけです。ちょうど平成12年、平成13年、平成14年、平成15年、4年かかって半分埋まったということになるかと思えます。この埋立計画容量の計画値、推定値をいただきました。これによると、だいたい近似値だというふうに思っていて、東京の係数というのはまあまあ当てになる数字なのかというふうに確認をしました。

それで、この計画でも出ていますけれども、平成18年度以降は焼却場ができてごみは当然減るだろうというふうな想定になっております。小樽市としては、今年から有料化に伴って減量化を行う。そういうことで家庭から出る燃えるごみ、燃えないごみ、これが当然減ってきます。そうすると、計画量よりもさらに少なくなるというふうに私は予想をしています。

それで、今年の有料化に伴ってどのぐらい減量するのかということを経験部としては見込んでいますか。それを確認させていただきたいと思えます。燃やすごみと燃やさないごみ。

(環境)五十嵐主幹

ちょっと処分場の関係の立場の方から想定になりますけれども、他都市などの例を見ますと、20から30パーセントぐらい減るだろうというような、先般も芦別市に聞きましたら30パーセントぐらい減ったのかと、まだきちっとした精査した数字ではないのですけれども、そのような話も聞いていますので、資源物にもかなり回りますので、

その程度はいけるのではないかというふうには想定しています。

高橋委員

実際には今年やってみないとわからないという部分もあるかと思います。ただ、他都市の例を見ると、主幹が言われたように20パーセント、30パーセント減っているのかなというふうに思います。もう一つは、ずっと推定していく中で気になったのが、平成19年度から新焼却場ができます。この可燃ごみを焼いたときの元の体積に対して焼いた後の灰、これは何パーセントになりますか。

(環境)五十嵐主幹

正確な数字に今なるかどうかわかりませんが、平成19年度からの今計画でつくっております焼却場は、1日197トンの能力ということでございまして、スラグだとかメタルだとか飛灰だとか焼くと出てくるものがあります。だいたいメタルだとかというものは横に油化でなりますし、鉄分も抜けますけれども、聞いたところによりますとだいたい9パーセントぐらいになるのかと思っています。ただ、スラグがガラス化して利用できれば、要するにスラグをただ埋め立てしないで路盤材に使ったりいろいろなことで使えば、4パーセント前後まで減るといような形ができると思います。おおよそなのですけれども。

高橋委員

それで先ほどの埋立てを計画した容量、そのときに計算をした燃やしたときの残った灰のパーセント、これは何パーセントで計算しているのでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

平成9年度は天神の焼却場がまだ動いていまして、天神の焼却場も平成17年度まで使うというような計画になっておりまして、ただ平成13年にダイオキシン等々の問題がありまして閉鎖しましたけれども、あのときの焼却炉は温度が低かったものですから、能力的に例えばパーセントでいきますと、100のものを焼いたら12パーセント程度になるといような話ではなっております。

高橋委員

ということは、予定よりも優位に働くということ考えているわけですね。

もう一つは、旧埋立地、伍助沢について確認をしたいのですが、平成12年度で埋立てが終了になりました。この伍助沢が満杯になるということで次の桃内を計画されたと思いますけれども、この計画がスタートした年次はいつごろからですか。

(環境)五十嵐主幹

工事は平成9年から平成11年、3か年でしたのですけれども、平成5年度に候補地はどこがいいのかという形で動き始めた聞いております。

高橋委員

候補地の選定の前には、何も計画はありませんでしたか。

(環境)五十嵐主幹

平成5年度以降に動いているようなということで確認しておりまして、その以前については今確認できておりませんが、まず平成5年度に動いたのではないかというふうには、私の方では考えております。

高橋委員

今、平成5年度ということらしいので、そうすると終了する前、さかのぼって7年前ということになります。そのときには既に次の埋立地を計画していたということになるかと思いますが。

それで、先ほども言いましたけれども、この計画によると1期が81万1,000立方メートルということで、2期も含めて平成26年度までということになっております。逆算しますと、今、主幹が言われた7年ということで想定すると、平成19年にはもう既に準備をしなければならないということになるかと思いますが。そうしますと、そろそろ

具体的に、では、次の段階はということ、いやちょっと早いのではないかというふうな思いもあろうかと思えますけれども、検討しなければならない、そういう時期に入ってくるのではないかというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

委員ご指摘のように、15年という長いようなんですけれども、もう平成12年7月に埋め立てしまして、今年もう平成17年ですから、光陰矢のごとしではないのですけれども、どんどん年数がたっていきます。そういうわけで、施設担当の気持ちとしましては、毎年毎年予定どおりいっているかいないか、それよりも低くなるか、そういうことは常々気にしております。それで今過去の桃内をつくった以前の話で7年前ほどから動いていまして、それにしても平成19年度ぐらいから動かなければならないとは当然常々思っております。その中で今言ったとおり、特に今年の4月から有料化、それから平成19年度から灰溶融炉も含めた焼却炉の建設、それから資源化等々いろいろな部分で当初計画したときと状況がかなり変わっております。そういうことも含めて、先ほど言いましたとおり容量の実測量、そして今言った今後のごみの想定も含めまして、そういうのを精査しながらできるだけ早くそういうことを頭に入れながらやっていきたいと思っております。

高橋委員

お茶懇とかをやると、ずいぶんごみにお金がかかるのですねというふうに言われます。この処理場をつくるのに、64億円かかっていると。それで、今度焼却場をつくるのに約70億円近くかかります。そのほかにこの埋立ての2期工事がまた始まるわけです。恐らく15億円とか20億円とかならうかと思えます。そうすると、総体でいっても150億円くらいごみを処理するのにお金がかかっているというふうに思われます。

それで、環境部にお願いしたいのは、減量化という施策と、それからごみを捨てる処理場のバランス感覚をぜひ持っていて、ごみが減ればそれだけ処理量が延びるわけですから、その辺の調整機関といえますか、調整部署というか、そういうのをぜひつくっていただいて、きちんと毎年幾ら埋まっているのか、あといつまでもつかということを確認しながら、なおかつごみを減らすにはどうしたらいいのかということの両にらみの別々ではなくて、トータルのそういう考え方というか、それをぜひしていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

環境部長

ただいまのご質問でございますけれども、ちょうど私も平成6年に環境部の管理課長、今の桃内の最終処分場建設に携わってきまして、以来全くあそこは手つかずの自然があった場所に、今のこの処分場を造ったということです。これは当時いわゆる60億円、70億円という話でして、非常に市長から理解を得るのに苦労をしたということがありました。恐らくこういう近代的な処分場を造ったのは、小樽市にとっては桃内が始めてだったと思えます。さらにそれに引き続いて焼却施設、それからリサイクル施設の計画もじゅうぶん練りまして、少なくともやはり処分場を建設した後5年、10年以内に、いわゆる単にごみを埋めればいい、燃やせばいいという施設ではなくて、いわゆる資源化するものはし、どうしても処理しなければならない廃棄物は、これを安定的に処分していくと、本来の廃棄物の在り方を、我々も目指していくために行っていたわけです。その間、広域処理というものをどうするのか、あるいは地域住民の方々に再度また建設同意をもらわなければならないといういろいろな変遷もありましたけれども、何とか今最終処分場、それから焼却施設、リサイクル施設について、将来に向かった廃棄物処理体制というもの、何とか今備わってきた。そうなりますと、やはり今我々が行っていかなければならないことは、一つはまずごみの減量化・資源化ということで、市民の協力も通して、いかに廃棄物というのを適正かつ経済的に市民にできるだけ負担のかからない形で、処理をしていくのかということも課題だと思っております。そういった観点では、今、高橋委員がおっしゃいましたように、廃棄物の収支といえますか、経済的な収支にじゅうぶんゆとりを持ちながら、これからも取組んでいかなければならないと思えます。

高橋委員

最後に要望なのですが、これだけごみ処理するのにたくさんお金がかかりますということを、ぜひ今年、来年、ちょうど焼却場ができますので、それに乗っかるというわけではないのですが、市の広報誌だとか、環境部独自で広報誌を出すとか、市民の皆さんがなるほど、こんなにかかるのだったら、我々も考えなければならぬと思うくらい、ぜひ周知徹底だとか広報活動をぜひやっていただきたいというふうに要望をいたします。

(環境)管理課長

ごみに関しましては、確かに非常に費用等がかさんでいるという状況の中でもって、市民と一緒にやってこれの減量を進めていかなければいけないという状況がございます。そういう中では、市民のご理解をいただくということが前提でございますので、このぐらいかかっているという情報、それだけではなくて減量に向けたいろいろな取組の中で、いろいろな施策があるのですが、そういう部分を一緒になってやっていく部分を、お金だけに限らずそういうことも一緒に含めて広報誌ないしはホームページ等で訴えたいと考えております。

高橋委員

しつこいようですが、今までと同じようなものではなくて、わかりやすく特集するようなそういう少し力を入れたそういうものにしていただきたいというふうに思いますけどいかがですか。

(環境)管理課長

これまでもある程度は当然やってきた行為でございまして、市民の方も求めているのは当然わかりやすい形の広報だと思いますので、その広報部局とタイアップしながら、よりわかりやすい広報を目指して進んできたいという考え方です。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 33 分

再開 午後 3 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

斎藤(博)委員

それでは、環境部の方に何点が聞きたいというふうに思います。何回かほかの委員も聞いておりますけれども、重なる部分もあると思いますけれども、よろしくお聞きしたいと思っております。

家庭ごみ有料化について

まず最初に、ごみの有料化に伴うパンフレット等の配布の部分なのですが、今回、いろいろ工夫されてその地域にあった収集カレンダー等配布しているというふうに聞いているわけで、これ今後も、例えば札幌なりの余市とか、ほかの市町村から、転入してくるということも考えられると思うのですが、そういった方々に対する周知についてどういうふうにお考えか教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

転入者に対する周知につきましては、転入届した際に手続終了後必要な資料、分別ハンドブック、収集カレンダー、取扱店一覧、それと試行ごみ袋の 4 点セットを配布することになっており、3 月 1 日以降その手続を行っているところでございます。

斎藤（博）委員

中心的には、3 サービスセンターなり、本庁なりの転入の手続の際にということですか。

（環境）廃棄物対策課長

はい。

斎藤（博）委員

次に、後でまたまとめて聞くのですけれども、今回ゼロ歳の子どもに関してだけ、ごみの有料化に伴う負担軽減という部分で手だてを考えているという話をされているのですけれども、具体的な方法について少しお聞かせ願います。

（環境）間淵主幹

今、予算上で私どもが対応させていただいておりますのは、まず新生児については年間で100枚の紙おむつの指定ごみ袋、それから1歳未満につきましては3か月ごとに区切りまして、その出生後の月数に応じまして100枚、75枚、50枚、25枚というふうに枚数の方は区切ってございます。次に、配布の方法でございますが、申請という形はとらずに、4月1日時点で1歳未満の方につきましては、出生時の届出のデータを使いまして、こちらから宅配をさせていただく。それから新生児につきましては、4月1日以降、新生児の届出の際のデータを使いまして、同じく後で100枚を宅配させていただくと、このように申請によらないこちらの調査による宅配という方式で考えてございます。

斎藤（博）委員

これも同じ質問なのですけれども、当然1歳未満児のいる家族が小樽に転入してくるということも想定できるわけなのですけれども、その場合はどういうふう考えていますか。

（環境）間淵主幹

転入につきましても、私ども戸籍住民課と連携をとりながら、その月々の中でデータをいただきまして、1歳未満児の転入におきましても、同じ扱いで考えてまいります。

斎藤（博）委員

次に、質問を少し変えさせてもらいます。

ふれあい収集について尋ねたいというふうに思います。新しい制度としてふれあい収集を実施していくということで作業を進めているというふうに聞いているところであります。まず、新聞とか広報などでもふれあい収集をやることになりましたというふうにお知らせしているわけなのですけれども、これに対する何か反応と申しますか、市民なり例えば福祉施設の関係とか照会とかなにか反応があったら聞かせていただきたいと申します。

（環境）工藤副参事

ヘルパーからこうこうこうですというお話がありました。大部分がそういう関係です。それから、ヘルパーの団体からも一部そういう話があったと、こういうことでやっていますけれども、詳しく教えてください、こういう人はどうなっているということでお話が来てございます。

斎藤（博）委員

前にも一度聞いているわけなのですけれども、改めて聞きますが、このふれあい収集の対象世帯というものは小樽市の場合は、高齢化、地域性、地形など、こういったいろいろな要素があると思うのですけれども、だいたい新年度ということを含めてどの程度のことを予想されているか、考えがあったら聞かせてください。

（環境）工藤副参事

現実に北海道でやっているのが旭川市でございますので、旭川市の人口等から推しはかって小樽市もやっています。さらに、小樽市は旭川市と比べましても、相当山坂が多いということなので、私の全くの大ざっぱな推計ですけれども、だいたい旭川市並みの80戸くらいかなというふうにとらえております。体制としては90戸から100戸くら

いは新年度から対応可能になるように、今、内部的には詰めております。

齋藤（博）委員

やってみないとわからない部分もある話なので恐縮なのですが、実施要綱なり、ふれあい収集をやっていく際のマニュアルみたいなものを見せてもらっているのですが、そういう中を読んでいっても、あえてつくれという意味でもないのですが、どこまでいったら断るのだろうかということですね。それから、小樽市の場合ふれあい収集という事業を始めたときに、今、副参事の方から100戸ぐらいの対応は考えていきたいというふうに考えているわけですが、その辺がリミットだというふうにお考えになっていますか。それについてもう一度お聞かせ願います。

（環境）工藤副参事

確かに言葉でふれあい収集という面がありまして、見た方がどうなのかなという部分がありますけれども、あくまでも自分又は家族の方々がステーションまでごみをどうしても持っていけないと、こういう方を対象とするということで、今、申込みが今日午前中で25人くらい申込みなりお話が来ております。そのうち既に5人については実態調査の上、どうしても難しかったと、対象になると。あとの20人については、現在手分けして実態調査をやるということで、私どもの方でお断りといいますが、ふれあい収集になりませんよという例はございませんでした。いずれも今まで見ていますと、申込み実態調査はまだしていない分がありますけれども、お話ではヘルパーに捨ててもらっている、そのうちの99パーセントが単身者だということでございますので、実態調査しても同じような結果が出て対象になるのではないかなということでございます。あくまでも私どもは、現在それではどのようにごみを出されていたのかということです。だから、今までは私は何とかかんとか足腰悪いけれども、ごみを出していたのだけれども、今度ふれあい収集になるから、その制度でもって捨ててほしいのだということでは、もうちょっと、これから雪が解けますし、温くなるから頑張ってみてくださいと。それでどうしても足腰が悪くてできないのであれば考えますからということになりますけれども、現在来ている方々については、現実的に自分が捨てていない、だれかにお願いしている、今後お願いするのはなかなか無理であると、こういう方々でございますので、その辺で一定程度の目安にしていきたいと、このように考えております。

齋藤（博）委員

この項の最後ですけれども、おっしゃっていることはそのとおりです。実態さえ条件をクリアしているのであれば、現地調査の結果、例えば隣の人と同じような条件で隣の人については了解しているのであれば、環境部の方としては持っていきたい。そういう意味では、例えば年度当初に数量的な条件とか、120戸を超えたら、収集体制なり、収集に歩く指導員の数なりというようなことを含めると、容量みたいなのがあって、あるところまで来るとだめだということではなく、そういう考えではなくて、あくまでも条件さえクリアしていれば、受けられる範囲でどこまでも受けていく、そういう考え方に立っているというふうに理解してよろしいですか。

（環境）工藤副参事

一応我々も収集の体制といいますが、指導員なり職員の体制がありますので、それでは仮に100戸が300戸、400戸まで、そういうことはないと思いますけれども、それが多少平成17年度は90戸から100戸くらいまでのという体制を組んでいますけれども、仮にこれが120戸、130戸になっても、何らかの中でやりくりして対応していこうという前向きな考えではあります。

齋藤（博）委員

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ごみの減免に対する基本的考え方について

次に、最初の方でもちょっと触れたのですが、今回のごみの有料化に伴う負担の在り方の部分で、今回減免のことが議論されているわけなのですが、そのことに関して基本的なことについて環境部の考え方を聞き

たいというふうに思います。

まず最初に、ごみの収集を有料化するというふう考えたときの有料化と市民負担の部分について、基本的にどういうふうにお考えになったか、まず当初の基本的な考え方を聞かせてください。

(環境) 間淵主幹

家庭ごみの有料化につきましては、減量化・有料化ということが目的でございますが、その減量化という中では、私どもは、この有料化という中で、できるだけごみの発生抑制に努め、また、資源物の分別等に努めることによって、そして減量化をすることによって、有料化といっても、最終的な負担ができるだけ少ないようにということで、目的としては減量化を第一の目的として進めたところでございます。そういう中にありまして、減免につきましては、当初基本的には減量意識を弱めることも考えられるところから、災害等特別な場合を除き減免は行わないと、このようなことできたところでございます。

斎藤(博)委員

最後の部分で、小樽市廃棄物減量等推進審議会で答申をいただいていますけれども、その中の有料化と、負担の在り方の部分で、今、主幹がおっしゃっているようなことを書かれていたというふうに思います。この間ずっといろいろ条件はあるにしても、環境部の進めるごみの減量に向けた有料化に関しては、そういう例外といえますか、そういった部分については動かないのだということとずっと進めてきたというふうに私は理解していたところなのですが、今回の第 1 回定例会の中で、その中の一部が従来の基本的な考えと違ってきているわけなのですが、何を变えたのですか。基本方針の中のどこの部分をまず変えることによって、赤ちゃんのおむつの部分の負担をかぶるような方向転換をしたのか、その何を变えたのかというあたりについて話していただきたいと思いません。

(環境) 間淵主幹

まず、紙おむつのところでございますけれども、紙おむつというものにつきましては、この減量努力をしようとしたしましても、なかなか減量ができない状況にあると、そういうことが説明会等で乳児を抱える母親から多数意見が寄せられました。ごみそのものの減量にはいくらでも努力するけれども、子どもが生まれて 1 歳未満の子供のことについてはどうしても減量という努力とはまた別問題であると、そういう中で負担が大変だという意見が多数寄せられたところから、減量努力をしようとしてもなかなか減量できないもの、これはひとつ減免という中で考えざるを得ないのだ、そういった意味でひとつ変わったところでございます。

斎藤(博)委員

要するに有料化と減量化という部分の関係を非常にきっちり縛り合っているというように聞こえてくるわけなのですが、そういった中で小さい子どもがいると当然おむつを使って、これは子どもをどうやっても 3 枚のところを 2 枚で一日暮らせという話にならないから減量化にというふうに合わないのではないか、そういう尺度に合わないということで、その部分について減免するようにした、そういう理解でよろしいですか。

(環境) 間淵主幹

そのとおりでございます。

斎藤(博)委員

もしそうだとしたら、私は、それ自体も後で話させてもらいますけれども、必ずしも理解できない、了解できないのでございますけれども、そうだとしたらほかの自分の努力でもってごみを減らすことができない部分というものが、ほかにないというふうにお考えなのですか。

(環境) 間淵主幹

当初、私どもは、平成 17 年度予算の中におきましては、1 歳未満の乳児について予算上収入から減額するということで提案をさせていただきましたが、そのさなかにありまして、同じく紙おむつを必要とする介護を要する高齢

者、それから身障者と同じく介護用の紙おむつを現に助成を受けている方々からの声もありまして、同じ一つの考え方の中からいけば、紙おむつの使用をせざるをえない、そういう要介護、高齢者ですとか、また身体障害者についてもぎりぎりの範囲でほかの助成制度、どのような助成制度を受けているのかなんかということも参考にしながら、これらも検討していくことにしたことでございます。

斎藤（博）委員

そうですね。赤ちゃんが使っているおむつはお年寄りが必要に応じてされている方とか、あとは体の条件の中でそういうことをやっている方とかいますよね。そのほかに、もしかすると、家庭で治療等でもってそういうものがどうしても、要するに自分の努力でできない治療行為、例えば糖尿病の点滴の薬とかということをお家でやっている方もいらっしゃるわけで、そういう意味で必ずしも自分の意思なり環境に対する意識とか、努力でもってごみを減量化できない方というのはまだまだいるのではないかなというふうに思われるわけです。そういったときに、先ほど聞いているのは、基本的な考え方は皆さんに負担をお願いしたいというふうに考えております。けれども、小樽市が有料化した基本的な考えは、そのことを引き金にして減量化をねらったわけだということだから、それで無理な人といいますが、それだけのつくりの中ではどうしても減量につながらない人については、何らかの手だてを考えなければならないということで、まず最初に赤ちゃんのおむつと考えたのだというふうに言っているわけですから、そうするとほかにも、今、主幹なり環境部からは、お年寄りと体の不自由な方という部分が出たわけなのですけれども、そのほかに生活していく上でどうしても減量ができない方についてもこれは考えていく、こういう考え方だということに理解してよろしいですか。

（環境）間淵主幹

乳児の紙おむつ、1歳未満につきましては、これは今回の予算の中で私ども提案させていただいたところでございますけれども、その後に話しました高齢者、身障者などにつきましては、そのほかにも、例えば乳児でなく1歳から2歳未満の子についての要望もありますので、これらはどの制度とかどれかということをお一つ一つ挙げていくことではなくて、トータル的に今後要望等があれば、それらも踏まえながら、ある程度トータル的に判断をしていかなければならない、そういうところでは基本的にそういう考え方ではございます。

斎藤（博）委員

ですから、今、始まりとして例外がないのだと言ってきているわけですから、それではずっとこの間議論してきて、私どももやむを得ないのかなというふうに言っていたのですけれども、今の私の立場からいくと今日の委員会の中で聞いていいたら、減量を個人の努力なりでは不可能な形がかぶっている方については、考え方を変えたのだというのが基本の変更です。それを基本にした場合に、該当する分については、今後いろいろなところでいろいろな団体から話が出てきたときには、受けていかざるをえないだろうと。それはどこかで子育て支援とかというふうに聞いたもので、そうではなくてごみの減量化にどうしても個人の努力でつながらない方については、何らかの手だてをするという基本線を置いたのだと思うのです。そうであれば、その基本線に該当する人については、すべて適用していかざるを得ないだろう、そういう基本的な考え方に立ったのだと。それが今日のもともとは例外がなかったという部分から例外をつくった基本線というのは、今、私が言っているようなことでよろしいですね。

（環境）間淵主幹

委員の今の部分でございまして、必ずしも拡大ということで進めていくことではございませんので、現に実生活の中で私どもの方に要望があったところ、また、違う形で私どもに要望のあったこと等を含めての現時点の考え方でありまして、何かそこを大きく拡大をしていくという、そういうところまでの考え方でもないことは申し上げておきます。

斎藤（博）委員

私はそれを基本にして何かやっしまおうとかと言っているのではなくて、基本線をきちっとしておいてほしい

と。私も別にこれからどういう方から相談を受けるかとかという、想定して言っているのではなくて、小樽市がごみを有料化した際に、基本を変えたのです。その際の基本は何ですかと言ったら、先ほど来繰り返している部分ですから、その変化についてだけ確認させてもらえばいいのです。その後、そういうふうになったのだということを知って、今、想定している体の不自由な方だとか、お年寄り以外に自分たちなりに自分の生活なり、自分たちの仲間のごみの減量にどんなに取り組んでいても、ここの部分というのは、1日に3個なり5個絶対使うのです。そういうことになったときには、この基本原則からいうと、小樽市としては考えざるを得ないのではないかなというふうに言っているのです。ですから、私はあくまでも基本線と基本線をどこからどういうふうに変えたのかだけ、今回の委員会できちんと示してほしいと思います。

(環境) 間淵主幹

基本的には、最初に話しました減量意識を弱めないという、このことはあくまでも基本的には変わらないと思います。

それから、今回、高齢者・身障者について若干の拡大を検討するというようなところは、これは高齢者・身障者の受けている助成制度の中に、介護用の紙おむつを介護用品として受ける制度があると。そういう中で紙おむつという、乳児と同じ紙おむつを支給されている世帯、その中には非課税ですとか生活保護世帯という枠がございますが、そういう制度に合わせての拡大という部分でございますから、あくまでもこの高齢者・身障者については紙おむつが支給されている中での今検討だということでの私どもの判断でございます。

斎藤(博)委員

福祉部の福祉政策との兼ね合いについては、また別に聞きたいというふうには思っているのですけれども、わからないのですよ。特に紙おむつ業界から何か言われたから、子どもでもお年寄りでも体の不自由な方でも紙おむつだけを例外にしたのではないのでしょうか。あくまでも自分で一生懸命頑張ってもごみの減量化ができないような条件を持っている人について、その具体的な表れが赤ちゃんの紙おむつなのではないかと聞いているわけです。もう一回少し説明してもらえますか。

環境部次長

先ほどの話があったように、一番最初は減免というか、まず一律の減免は考えないということでやりました。ところが、紙おむつの話が出まして、紙おむつの使用量がけっこうある。子どもは確実に紙おむつを使っているということがあって、本来ならば紙おむつを使っているという大きなところでくくってしまえば、2歳でも使っている子どもがいるというのがあるのですけれども、一番最初の出だしが減免は災害等の特別な事情がない限りしませんと思ったものですから、それを1歳未満ということで考えたわけです。ところが、先ほど来話があるように、紙おむつは努力をしても減量ができない。また、実際に紙おむつを使っている人が子どもだけではなくてお年寄りだとか、あるいは障害を持った方とか多数いるわけです。そういうようなことがあって、それも同じではないかという議論になってきます。確かにそのとおりだと。先ほど委員がおっしゃっていましたように、ほかにも確かに努力しても減らせないものがあるかもしれません。市の方もやるには一つの共通するといいますが、たぶん紙おむつということであれば、紙おむつを使っている人が把握できる。それが公平性が保てるような形でつかめるということにならなければ、なかなかできないだろうと思っています。ですから、例えばお年寄りというだけで、では対象者にできるかという、今、申し上げたように、紙おむつを使っているお年寄りというふうに限定されてきますし、あるいは施設入所している方の場合にはごみ袋を使わないわけです。施設入所費用の方に入れられているということであって、出てくるものは事業系廃棄物で、家庭系ごみとは違うということがあったりするものですから、その辺をどうやっていくのか、それは検討していかなければならない。今、おっしゃっている紙おむつだけではなくて、必ず努力しても減らせないもの、ちょっと今のところ、それを制度化して減免にするような形にできるのかどうか、ちょっとわからない部分もありますけれども、考え方の基本はそういうことになっています。

齋藤（博）委員

いや、最後の方の部分は、私の言っていることでいいと思います。要するに私が言いたかったのは、紙おむつがだめだと言っているのではないのです。ただ、紙おむつから理屈をつくるのではなくて、基本線を動かしたのだったら、基本線はもともとは何だったのだ、それをどういう理由で変えたのだと。それに該当するもので一番はつきりこの間の意見を聞く中でもいろいろ苦情があったのが紙おむつだから、新しい基準で紙おむつについては予算の関係もあるからここまでやったのだというふうに、物事をつくってってもらいたいということをお願いします。だから、そういう意味では基本線があって、今回新しい基本を置いた。一部については減免を考えるという新しい基本を置いた。その辺の具体性がこれだということに理解してもよろしいですね。だから、基本線は減量の努力が一人ではやりきれないような条件を持っている部分については検討していかざるを得ないという、そういう基本だということによろしいですか。

環境部次長

そのとおりです。

齋藤（博）委員

次に、今は小樽市の説明が有料化イコール減量化ということの基本にやりとりしてきたと思うのですが、もう一方でごみの有料化というのは市民に負担をお願いしている。何だかんだ言っても負担といいますが、財布にかかわってくる部分なのですから、新しい基準の中で、例えば経済的に新しい負担に耐えられない、若しくは今の生活の水準の中で、ごみ袋の負担という部分に非常に困難を感じているという部分がありあつたとしたら、端的に言うと、私のような発想からすると基本はどうなのだといい、具体的に言うと、赤ちゃんを持っている人はどうする、障害者の人はどうする、生活困難者はどうする、生活保護者はどうすると、具体例を並べていくとわかりやすいのかもしれないけれども、基本線の考え方からいくと、今のところは減量努力が難しい人については考えていかなければならないと。もう一つは負担についてどういうふうな基本線をお持ちなのか。今の説明から言うと、生活の経済的な要素はどうであれ、ごみの減量というのは可能です。ですから、もし今の基本線だけでいくと、経済的な困難というのは減免の対象からは外れてしまうのです、私の考え方、基本からいくと。ですから、だから外せと言っているのではないのです。ただ、二つ目の基準として一つはわかりました。その減量の努力というのが不可能な人について考えるという基本線を 1 個見つけました。もう一つ負担の部分について、一切の減免はないのだと言ってきた基本線に対して、二つ目の修正ということを考えているのですか。考える余地があるのですか。具体的に何か。基本線の部分でどういうふうにお考えかを聞かせていただきたい。

（環境）間淵主幹

今回の家庭ごみの減量化・有料化ということのスタートに当たりまして、私どもが一番配慮いたしましたのは、最終的にはこの有料化というところで、市民一人一人に大きな負担がかからないように、これが全部に対する基本的な考え方でスタートしました。その表れといたしましては、例えば資源物がありますと、今まで 6 品目でありましたものが、紙類とプラスチック製容器包装の部分を入れまして 12 品目という資源物の一つの無料収集拡大に努めたことが一つでございます。それから、もう一点は、他市であればだいたい 10 リットル、20 リットル、そして 40 リットルなど 3 種類、多くて 4 種類の中でごみ袋がつくられておりますが、私どもといたしましては、減量の努力が少しでも報われ、負担がかからないようにということで、5 リットル、10 リットル、20 リットル、30 リットル、40 リットルという 5 種類の袋を用意させていただきました。このことによって、一つには資源物の分別の徹底、そしてなおかつ生ごみ等においても、私どもは段ボールによる生ごみのたい肥化ですとか、また、電動生ごみ処理機のモニター制度などによって生ごみも少しでも減らしていける方向に考えてございますから、そういう中で一人であれば、例えば 5 リットル 1 枚 10 円でも済むように、負担が軽減されるということで、一般的に負担が軽減されるような措置をまずとってきてございます。

斎藤（博）委員

いや、それはわかりました。生活の仕方によって極力工夫してもらって、ごみ袋を買うにしても小さいごみ袋で済むようにするとか、出し方を工夫できるような形のメニューをそろえて負担の軽減なり分散を図ったというのは理解しています。ただ、問題はそうではなくて、それでも端的に言うと、ほかのまちでもあるというふうに聞いているわけですが、生活の問題としてごみの有料化に伴う何らかの助成なりを、今回の第 1 回定例会の中でもいろいろな角度の中でも議論されているわけですから、それというのは、私は聞いているのはそういうことも検討するとなれば、先ほど言ったごみをどうしても減らすことができない人だけを、今回、基本線から外したのではなくて、もう一つ必要ではないですか。そういったことを検討しているのですか。それは減量努力とは別ですよ。その部分について、基本的なことはどうなっているのかを聞かせていただきたいということです。

（環境）間淵主幹

ただいまの私どもの基本的な考え方に踏まえたとの話であります。今回、議会でも他の会派からもご要望がございましたし、また他からもご要望がありまして、生活保護世帯につきましても負担軽減措置というものの声がございます。これにつきましては、私どもは生活保護世帯というのも実態を見ながら、先ほど言いましたが、さまざまな意見もあることも事実ありますから、それらの意見も合わせながら、今後は関係部局とも協議しながら、生活保護世帯の減免というものについて、一つの課題として検討することで考えてございます。

斎藤（博）委員

ですから、それが例外をつくらないで有料化するという基本方針からすると、努力では突破できない人達をまず横に置いたと、こういうふうに理解して、逆にわかるように。今、主幹がおっしゃっているのは、例えばということですが、生活保護などのように、そういう生活にたいへん窮している人についても、減免について考えていかざるを得ないのだということをおっしゃっているということですね。それは基本線を損なうのだということですか。

（環境）間淵主幹

今の施策につきましても、基本路線にあります減量意識を弱めないというところは私も基本に置いてございますから、減量意識を弱めない範囲の中でということでの今後の検討ということで、あくまでも減量意識を弱めるような施策はとるつもりはございません。

斎藤（博）委員

違うと私は思って答えを求めて一生懸命聞いているつもりなのです。要は小樽市としては、経済的な要因をこのごみの有料化に対しては一定の配慮をせざるを得ないということをお持ちなのでしょう。それを持っているから、具体的には生活保護については考えたいと。考えざるを得ないのではないかとというようなことをおっしゃっているのだと思うのです。それから私は生活保護を検討したらだめだと言っているのではないのです。あくまでもそれは先ほど言っている基本線に対して経済的な要因があるときには、この方々についても検討するということを言っているのです。その一つの表れが生活保護なのですね。いろいろ困っている人はいるのです。そういう意味で、まず基本線を決めていただきたいと、繰り返し言っているのはそこなのです。ですから、二つ目の要因として小樽市の基本はわかった。一つは減量ができない方については、何らかの形を考えていこうと。もう一つは経済的に苦しい人についても、何らかのことを考えていく。今のところ、すべての皆さんに押しなべてお願いしたいという基本線について、二つ例外をつくったのです。基本線はその二つを基本線としてお持ちになっているということを確認させてもらっていいですか。おむつと生保とかという具体例ではなくて、基本的にどこまで落とせるのかどうかということをおっしゃることをまず決めてしまいたいと言っているのです。

環境部長

先ほどから何度も主幹の方でも答えていると思いますが、斎藤博行委員のおっしゃることを私も実は非常に良く

理解できます。今、私どもがいわゆる紙おむつの問題一つについて、やはりこれに対して何らかの行政措置をとるあるいは、減免も含めて検討するというふうに答えました。いわゆる努力をしてもなかなか減量ができない方に対して、やはりまた、新たな視点で考えていくと、つまりこういったことに対して何らかの助成をとることについては、これは恐らく広範な市民の方々からも一定程度の理解を得られるだろうし、また、そういう助成をするべきではないのかということも理解は得られるのかなと私は思っております。しかしまた、私どもが非常に悩んでおりますことは、今、言いましたような私どもとしてはあまり大きな負担をかけないで、しかしかつ減量に役立つような金額という方法も設定して取組んでいるというところでございます。しかしやはり新たな負担、それによって生活保護者あるいは低所得者の方はそれは大変なのだ、何らかの措置をとるべきではないか、こういった一つの意見もあることも事実であるわけです。その意見をどちらが正しいとか正しくないとかというよりも、そういう声があるということ自体をまず我々としては一つには受け止めなければならない。受け止めた上で、それがどういう形でそういった声が妥当性あって、そしてそれによって助成なり減免なりといった施策をとれるかどうかということについて、やはりこれをまたいろいろな方々の意見も、市民の広範な方にさまざまな意見を私はお持ちであろうというふうに思っております。そういったことを総合的に判断していかなければ、この部分についてはなかなか結論を出すことは難しいだろうと、そういった実は整理もしております。

ですから、今、斎藤博行委員がおっしゃるように、当初はあくまでもこれは災害等特別な事情以外は措置しないという基本線に立って、今、市民の皆さん方からの市民要望で一つには努力をしてもなかなか減量できない部分をまずは何とかしよう。それとやはり今もう一つ先ほど言いましたように、保護世帯の方を中心とする低所得者対策についての一つの考え方を、今検討している。そういう状況に今我々としておかれているというふうに私としては認識しております。このことについては、私どもはまだこれからじゅうぶん検討しながら、皆さん方のご意見を聞きながら、今後の検討に生かしていくという状況でございます。

斎藤（博）委員

今の部長の話で今日はこれぐらいにします。

最後に、今、私は環境部にゴミの有料化に伴う負担の問題なり、いろいろな話をしました。特に二つ目に言っている生活の苦しい面、生活の現状とゴミの有料化に伴う新たな負担という部分でどうなのだろうという話をしました。先ほど来、例えば新生児の取扱いにしたり、高齢者の方々、障害者の方等についての考え方の前段の話をしていただいているわけなのですが、そういったときの基本的な所管というのが、私は小樽市における、例えば老人福祉の在り方なり、障害者の福祉政策、小樽市としてそういう兼ね合いの中でどういうふうに考えていったらいいのかというふうな疑問を持っているわけです。それから、環境部の事業としてやっていく部分で、減免の用意をするなり、無料のゴミ袋を用意するという考え方で、今、対応しようとしているというのは、それはそれでひとつ理解しているつもりでいますけれども、ただ今後、環境部なりが想定していなかった人が、今、私が言っている基本線からすると、どうにかならないだろうかという話が出てくる。若しくは福祉部の方ではもっともいろいろな小樽市民の生活の実態なり、障害の実態とか、例えば保健所でいうと、難病で苦勞している方々の実態等々を押さえているわけですから、そういったことを、今後ゴミの有料化について議論する窓口というか、体制としてはどういうふうに考えていったらいいのかと。私は基本的な考え方として、ゴミの有料化についての例外なしということについて了解して、ただいろいろな生活の問題とか、種々の困難な問題というのは、小樽市のしている福祉政策の在り方なり、さらには保健衛生の在り方なりを基本に考えなければならないのではないかなというふうに思っているものですから、今日、議論しているようなことと小樽市の福祉部なり、さらには保健所等でこの問題についてどういう考え方をお持ちなのか、もし今日の時点で考えがあったらお聞かせ願います。

福祉部長

委員のおっしゃるように一つの政策をやるとき、いろいろな角度からの見方があろうかと思えますし、ゴミの問

題についても環境部サイド、それから、現状を見たときに、福祉サイドあるいは保健所いろいろな考え方があるのかと思います。そういう中で、私どもはここのごみの、例えば紙おむつの問題ということを考えますと、大きく問題になったのは子ども対策の問題もあるでしょうし、それから寝たきりのお年寄りの分があると思いますし、また障害者の分もありますので、そうやって考えたときに、一つは寝たきりの高齢者の分につき、国、道の施策、負担金あるいは補助金、そういうものを導入しながら、一つの福祉サイドの政策として、寝たきりの高齢者でございますと、低所得対策ということにもなるのかと思いますけれども、市民税非課税世帯に対しまして月8,330円、年間10万円を限度にしまして、紙おむつあるいはその周辺の介護用品ですとか、こういうものの制度として持って支給をしている関係があります。それから、障害者の場合でございますが、やはり紙おむつ等の必要な障害というものも当然あるわけでございますが、そういう障害者に対しまして、子どもも含めてでございますけれども、2か月で4万994円の限度額でやはり紙おむつの支給と、こういう制度を持っているわけでございます。したがって、福祉サイドではそれなりの制度を持ちながら対応している。しかも、国、道の補助金をもらいながらやっている。したがって、改めてこれを単独で市が別な形での制度ということになりますと、なかなか難しい面があるのかなというふうに思っております。ただ、当然小樽市として考えたときには、福祉サイドもそうですし、環境部あるいはいろいろな角度から市民の要望を受けながら、総体的に総合的に判断をしていく、こういう形の中で環境部サイドから先ほど来答弁をしているというふうに思っております。そういう形で私どもは、今、考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

福祉部に1点だけお尋ねします

グランドデザインについて

福祉サービス、「グランドデザイン」という言葉を最近耳にしております。これらの内容について、具体的に教えてください。

(福祉)地域福祉課長

障害者福祉サービスの大きな見直しということで、厚生労働省の方で大きな見直しをしております。それを総称しまして、「グランドデザイン」ということで去年の10月ぐらいから国のホームページにも集約されておまして、いろいろ新聞にも出たりしております。この「グランドデザイン」を進めていくために、国の方では障害者自立支援法という新しい法律を考えておまして、今の国会に提出されております。今のところ、法律の施行は平成18年1月からというふうになっております。内容的には現在身体、知的、精神と大きく三つの障害があるわけですが、それぞれ現在では三つの別々の法律で福祉サービスが行われているわけですが、共通するサービス、例えばホームヘルプサービスとか、そういうものをこの新しい法律の中で一元化してやろうと、そういう考え方が根本にございます。また、近い将来といいますが、将来的には介護保険との統合ということも念頭に置かれているような感じで、全体的に市町村の位置づけというのが強化されているということも言えるかと思えます。

具体的に何点が申し上げますと、今年の10月から障害者の公費負担医療、例えば更生医療という制度がございます。現行では世帯の所得状況によって自己負担があるということになっておりますが、これが新しい法律の下で原則1割負担となるというような話あるいは先ほども出ましたけれども、車いすとか義肢、義足などの障害者の方の補装具の交付という事業もございますけれども、これも更生医療と同じように1割負担に原則なるといったような考え方があります。いわゆる応能負担から応益負担ということで、介護保険と同じような考え方で自己負担をしていただくというような考え方でございます。それから、同時に来年1月からというふうに聞いていますけれども、今、障害者福祉は身体、知的は支援費制度という制度でやっておりますけれども、これは予算が足りなくて、サー

ビス量が増えまして、国の方で財源がなかなか難しいということがございまして、来年 1 月から義務的経費にするということで、そういう意味では国の責任が強く出されたというようなものもございまして。それから、あと計画の方ですけれども、今、障害者基本法という法律で障害者計画というものを市町村がつくることに努めなければならないということで、小樽市もつくっておりますけれども、それとは別にこの法律に基づきまして、障害福祉計画という計画を平成 18 年度中くらいに策定する。これは義務づけるという形になります。

いろいろ述べましたけれども、このほかにもございまして、今この「グランドデザイン」に示されたのはおおむね平成 17 年度から平成 21 年度までかかって一定の見直しの成果を上げようという形でいろいろと考えられております。それで、段階的に今実施されるということになっております。ただ、まだ案でございまして、詳細についてはまだ私どもも不明の点がございまして、一部障害者団体からはこの新しい「グランドデザイン」に対して反対といいますが、見直してくれというような動きもございまして、その辺の動きを見ながら、情報収集していきたいと思っております。

大島委員

これに関連あるかどうかわかりませんが、実は課長も承知のように、昨年の 11 月、これはもっと早くあれなのでございますけれども、実際に後志支庁の方に行きまして、また市の福祉部の方にも相談に行きました。身体障害者のデイサービスですね。その青写真をつくって、11 月の段階では後志支庁であったときには、平成 17 年度から認められる可能性があるのかなということで、小樽市内の方なのでございますけれども、実は土地だとかそういう面についていろいろ準備をしていましたけれども、もちろん青写真もつくっておりました。しかし、平成 18 年度からどうも制度が変わると、そういうことで今計画をしているのは、今まではよかったけれども、新たな法ができたときには、それはどうも合わないということで、今、その計画を取りやめて、新たに今の計画に合ったものをつくり直さなければならないということで、非常に残念だとか、そういう思いをしている方が実はあります。それは今のこの「グランドデザイン」の中の一つの影響なのかなというふうに考えておりますけれども、それは今までは説明がございましたように、身体障害者、今度は身体障害者あるいは知的障害者、精神障害者だけのものではないのです。今度はその皆さんと一緒に使えるような施設でなければ、これからは対象になりませんということだったのです。今、考えて計画してきたのは、身体障害者だけの施設だったものですから、非常に戸惑って小樽の計画をされておりますけれども、これも今の「グランドデザイン」の説明をいただいたその中のうちの一つというふうに考えてよろしいでしょうか。

(福祉) 地域福祉課長

今、委員からお話のあった件については、昨年から引き続き検討しているところですが、デイサービスという事業といいますが、定義といいますが、事業名がございまして、これは今度内容的にはまだ詳細はわかりませんが、介護給付という形のサービスになるうちの一つということになるかと思っております。そしてまた、新しい「グランドデザイン」を意識した施設整備についてですけれども、そういう平成 18 年から本格的に進む「グランドデザイン」を意識したサービスといいますが、福祉サービスでなければ、施設整備の補助の対象にはなかなかないというのが実態でございまして、それが身体、知的、精神、三者を必ずやらなければならないということではないのですけれども、補助金制度そのものは残りましたが、後志支庁から聞いている話によりますと、障害者にかかわる施設整備の採択は平成 17 年度は 2 件くらいだろうというふうに言われております。そういった中では、現実的に今までの従来の居宅サービスというのでは、なかなか採択されないといいますが、絶対だめだということではないのですが、北海道全体ですので、いろいろな計画が出てくる中、現時点では現実的には採択は難しいだろうということで、そういった状況の中で相談者の方とも最近相談しておりますし、今後もまた相談していきたいと思っております。

大島委員

そういうことで、小樽市内に実際にそういう方がいたということ、しかし反対に考えれば、身体障害者だけのという考え方でいたけれども、今おっしゃったように他の障害者も一緒に利用できるということで、門戸が広がったというか、そういうふうに理解もしております。しかし、この法の改正は、非常に計画をされていた方に戸惑いを与えておりますので、これからの適切な指導をぜひお願いしたいと思いますけれども、部長、いかがですか。

福祉部長

施設の関係につきましては、たいへん国の制度そのものが大きく変わりました。この支援費の関係もそうですが、先ほど介護保険の報告を申し上げましたとおり、特養の施設としては基本的に変わらないのですけれども、補助制度が大きく途中で変わるという、たいへん私どもも困惑するような状況が続きまして、そういう意味でたぶん計画をされる方もたいへん、苦労されるだろうというふうに思います。私どもも極力一緒にいろいろな意味で施設を希望される方については、いろいろな相談に乗りながら、いろいろ対応をしたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 45 分

再開 午後 5 時 03 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 44 号及び第 53 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 33 号及び第 48 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 12 号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案28号及び第34号、陳情第7号、第37号及び第58号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情第7号及び第37号はいずれも継続審査と、陳情第58号は採択とそれぞれ決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様のご協力で時間内に終わることができました。これも理事者の皆さん、委員各位の皆さんのご協力のたまものと心から感謝を申し上げる次第です。

なお、この3月末日をもって厚生常任委員会所管の理事者で退職される方がおられますので、委員長から紹介させていただきます。環境部工藤副参事、総務部市立病院新築準備室濱谷室長、市民部塩谷サービスセンター笹田所長、同じく市民部市民会館兼市民センター本郷館長、以上の4人の方々が退職されることになっております。長い間、市政発展のためにご尽力いただきましてたいへんありがとうございました。これから第二の人生もお体に気をつけられ、市政発展に側面からでも援助いただければたいへんありがたいと思っています。これからもご健康に留意されてそれぞれの分野でご活躍されることを心から祈念申し上げます。どうもご苦労さまでございました。

以上をもって、委員長としてのあいさつを終わります。

本日はこれをもって散会いたします。